

# **点検評価ポートフォリオ**

## **長野大学**

2022 年 5 月

## はじめに

本学は、地元自治体（長野県小県郡塩田町・現上田市）の全額出資により、全国でも先駆的な公設民営方式による私立大学として、1966年に本州大学の名称で設立された。設立後まもなく本州大学は経営難に陥り、1974年には大学名称を長野大学に変更し、「産業社会学部（産業社会学科、社会福祉学科）」を開設した。

以後、地域の多様な地域課題を解決する専門的な能力を備えた人材育成を目指し、1988年に「産業情報学科」を開設、2002年には社会福祉学科を「社会福祉学部」に改組、2007年より現在の「社会福祉学部」「環境ツーリズム学部」「企業情報学部」の3学部体制として発展的に改組し、「地域社会との密接な結びつきにより学問理論の生活化をめざす」建学の精神のもと、地域に支えられ、地域とともに歩む大学として教育研究活動を行ってきた。

しかしながら、少子化に伴う18歳人口の減少、受験生の国公立大学志向、大都市圏への進学志向などにより、地方の私立大学の運営は極めて厳しい状況に立たされ、本学においても志願者の減少が続いた。2008年前後からは入学者の定員割れが始まり、2011年度には入学者が定員の80%まで落ち込んだ。学内では学生募集改革、教育改革などの大学改革や地域貢献活動を推進するなど学生確保に向けた対策を講じ、志願者数の回復に努めた。さらに、大学が将来にわたり存続・発展していくために、上田市に対して公立大学法人化の要望を行い、公立化後の大学像等について、上田市、上田市議会と協議を重ねた。その結果、2016年に上田市議会で公立大学への移行が承認され、2017年4月、上田市が設置する公立大学法人長野大学として新たなスタートを切ることとなった。

公立化以降は、志願倍率5倍程度を維持するとともに、2021年には大学院を新設するなど、地方独立行政法人法に基づき設定している中期目標・中期計画の達成に向け教職員一丸となり大学改革に取り組んでいるところである。業務の実施状況については、毎年点検・評価を行い「上田市公立大学法人評価委員会」の評価を受けている。

本学の自己点検・評価については、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を2009年度と2016年度の2回受審し、同機構が作成した大学基準に適合しているとの認定を受けている。

本点検評価ポートフォリオは、各部局の自己点検・評価を基に、自己点検・評価委員会が全学的な自己点検・評価を実施した結果を取りまとめたものである。自己点検・評価を行う中で明らかになった課題等については、今後速やかに改善を図るとともに、本学の内部質保証に関する取組を推進し、本学の教育研究活動の一層の発展に努めていくこととしたい。

## 目次

大学の概要.....	2
大学の目的.....	5
<b>I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料</b>	
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学) .....	8
(②大学院) .....	10
ロ 教員組織に関すること (①大学) .....	12
(②大学院) .....	14
ハ 教育課程に関すること (①大学) .....	16
(②大学院) .....	18
ニ 施設及び設備に関すること.....	20
ホ 事務組織に関すること.....	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受け入れに関する方針に関する方針に関する方針.....	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する方針.....	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する方針.....	28
リ 財務に関する方針.....	30
ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する方針.....	32
<b>II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料.....</b> 35	
取組み1 「「授業アンケート」及び「教育実践交流広場」等による教育の質向上の取組【学習成果】.....	37
取組み2 「学習環境に関するアンケート調査、キャンパスミーティング等に基づく学生支援の取組.....	38
取組み3 「国家試験・資格試験等における学習支援【学習成果】」.....	39
取組み4 「教員の研究推進及び外部資金獲得に向けた取組」.....	40
取組み5 「卒業生の評価・学生採用先事業所への意向調査に基づく学修確認とカリキュラム改革【学習成果】」.....	41
<b>III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料.....</b> 43	
取組み1 「教養教育改革」 .....	45
取組み2 「地域と協働した実践的指導力を備えた教員養成の取組」 .....	46
取組み3 「地域課題解決をテーマとしたプロジェクトベース・ラーニング（地域協働学習）」 .....	47
取組み4 「東日本台風の被災地支援等を通じた、学生の自発的な地域貢献・協働学習の取組」 .....	48
取組み5 「まちなかキャンパスうえだの活用」 .....	49
認証評価共通基礎データ .....	51

## 大学の概要

### (1) 大学名

長野大学

### (2) 所在地

長野県上田市下之郷 6 5 8 番地 1

### (3) 学部等の構成

学部：社会福祉学部、環境ツーリズム学部、企業情報学部

研究科：総合福祉学研究科

その他の組織：附属図書館、地域づくり総合センター、淡水生物学研究所

### (4) 学生数及び教職員数（2022年5月1日現在）

学生数：学部 1,436 名、大学院 19 名

教員数：61 名

職員数：39 名

### (5) 理念と特徴

本学は、「建学の理念」の一つに「地域社会との密接な結びつきにより学問理論の生活化をめざす」ことを掲げ、地域文化の発展に力を発揮できる人材の育成を行ってきた。公立大学法人化後は、「公立大学法人長野大学ビジョン」を策定し、「地域の未来を創造・デザインできる人材の育成」を教育理念としている。

これらの理念を達成するための教育目標を「この地に生きる教養ある職業人の育成」として掲げ、以下の3つを教育の柱として教育活動を行っている。

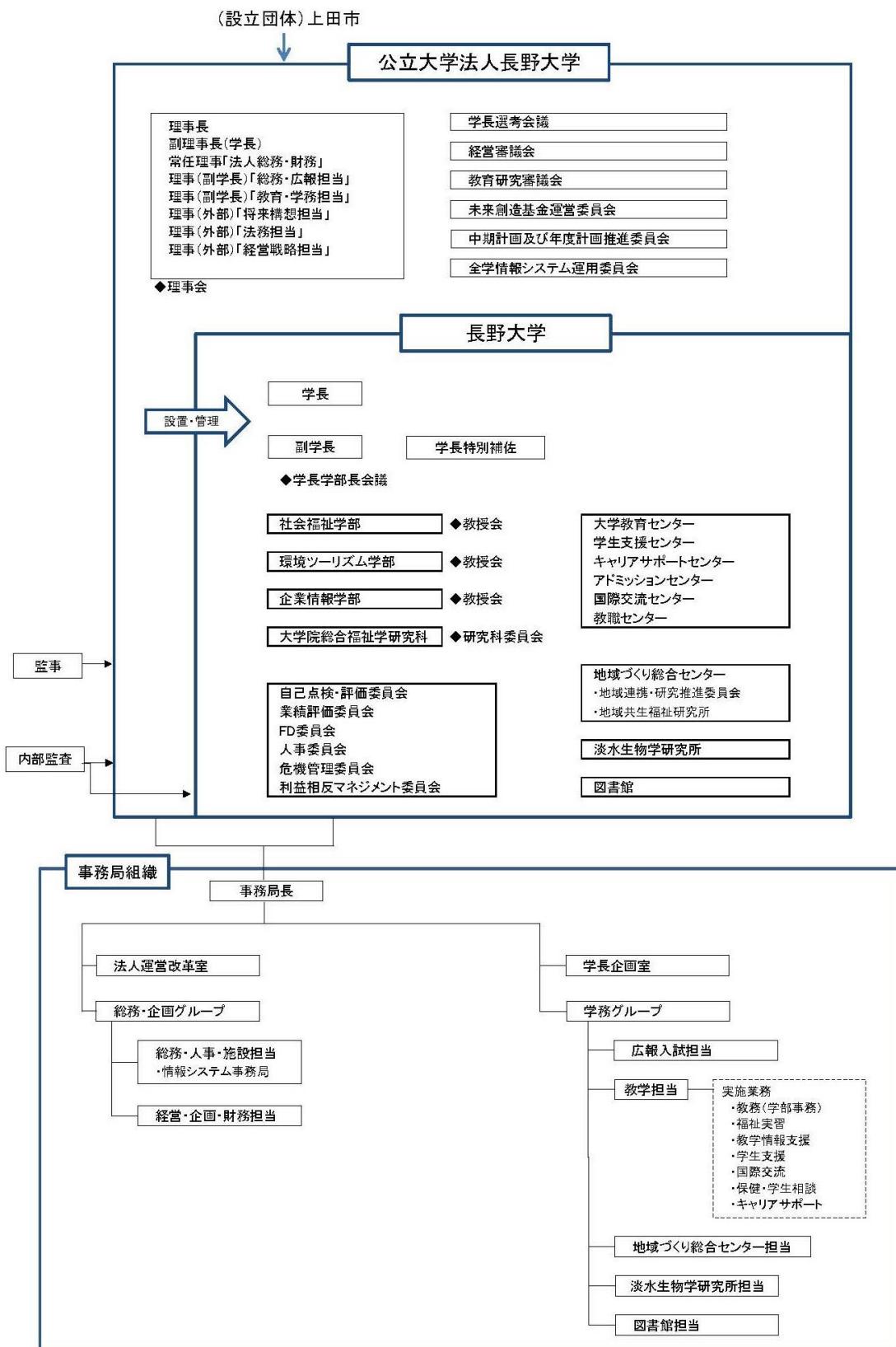
①教養教育：対話的討論や協働学習により、他人としっかりと意思疎通できる能力や、自分で考え、判断できる能力を養成する。

②専門教育：企業・組織での仕事や、地域社会での役割を想定しながら、職業人として必要な知識・能力・姿勢を養成する。

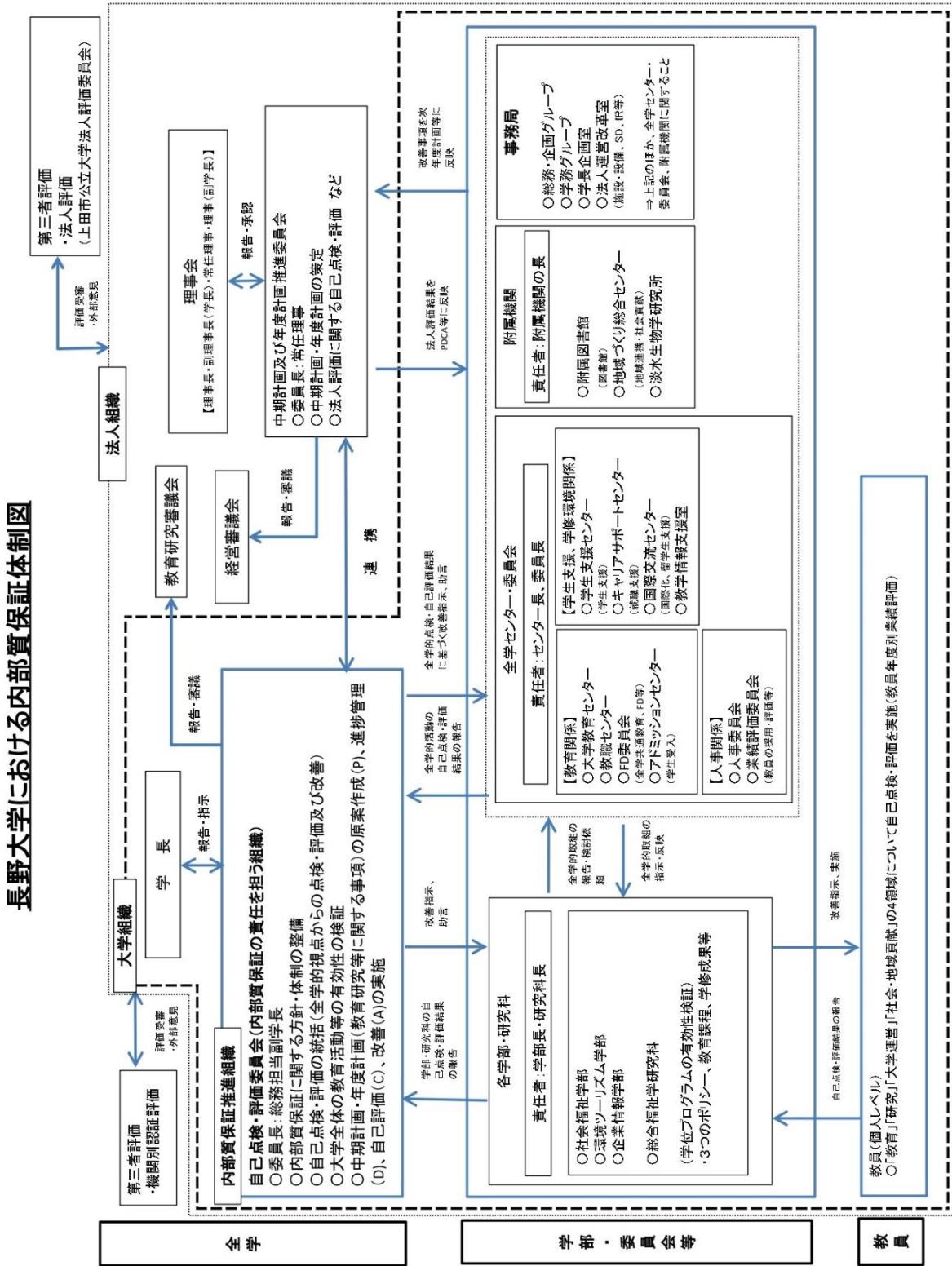
③地域協働型教育：地域住民、企業・組織と協働しながら、地域社会や企業・組織において必要とされる課題発見・問題解決能力を養成する。

## (6) 大学組織図

### 令和4年度 公立大学法人長野大学組織体制



## (7) 内部質保証体制図



## **大学の目的**

### (1) 学則

#### ・長野大学学則

(目的)

第1条 長野大学（以下、「本学」という。）は、教育基本法に則り、学校教育法第83条の定めるところに従って大学教育を施し、学術の理論および応用を研究教授するとともに、豊かな教養と深い専門知識をえた堅実有為な社会的人格を有する者を育成することを目的とする。

#### ・長野大学大学院学則

(目的)

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授・研究し、精深な学識と研究能力を養い、もって文化の向上と社会の発展に積極的に寄与することを目的とする。



## I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

# イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（①大学）

## （1）自己点検・評価の実施状況

### 1) 理念・目的

本学は、1965年に公設民営方式の私立大学として開学し、2017年4月に地方独立行政法人法に則り、上田市を設立団体とする公立大学法人へ移行した。本学の建学の理念は以下のとおりである。

1. 清爽な自然環境を充分に活かした理想的教育研究の場の建設をめざす。
2. 少人数教育により人間的接触を深め、全人の人間形成をめざす。
3. 専門的技術的教育のみに偏せず、広い社会的視野の涵養をめざす。
4. 地域社会との密接な結びつきにより学問理論の生活化をめざす。

本学の基本目標は、建学の理念及び学校教育法第83条を踏まえた長野大学憲章で定めており、様々な学問分野の「ものの見方・考え方」を身に付けることを通じて、世間の常識や社会通念を問い合わせができる力を養い、自らの社会的役割を的確に認識できる人間を世に送り出すことを使命としている。特に、地域に根ざし世界に開かれた大学として、地域社会の発展を牽引することのできる人間の養成を主要な責務とする。

また、本学の目的については、「建学の理念を踏まえ、学則第1条に『学校教育法第83条の定めるところに従って大学教育を施し、学術の理論および応用を研究教授するとともに、豊かな教養と深い専門知識をえた堅実有為な社会的人格を有する者を育成することを目的とする。』と規定している。

### 2) 学部の組織

学則第1条に定められた目的を達成するための教育研究上の基本組織として、学則第4条第1項において社会福祉学部に社会福祉学科、環境ツーリズム学部に環境ツーリズム学科、企業情報学部に企業情報学科の設置を定めている。各学部の人材養成に関する目標及び教育目標については、学則第4条第2項に定めている。

### 3) 収容定員

収容定員は、学則第5条に学部（学科）ごとに定めており、各学部とも充足している。また、入学定員の充足率についても適切に管理しており、実入学者数が入学定員を大幅に超える又は下回る状況はない。

### 4) 名称

学部等の名称は、各学部等の教育研究上及び人材育成上の目的に鑑みて、適當である。

表 各学部の入学定員と収容定員、入学者数（2022年度）と学生数  
(2022年5月1日時点、単位：人)

学部 学科	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	入学 者数	学生数
社会福祉学部 社会福祉学科	150	15	630	161	627
環境ツーリズム学部 環境ツーリズム学科	95	5	390	108	407
企業情報学部 企業情報学科	95	5	390	109	402
総計	340	25	1,410	378	1,436

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	2017年度の公立化以降は、志願倍率5倍程度を維持されており、2021年度には大学院が開設され中期目標・中期計画の達成にむけて一丸となった取り組みができている。
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
教育基本法		
①	<p><b>第七条（大学）</b>            大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。            2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p>	<a href="#">長野大学 Web サイト</a> <a href="#">建学の理念</a> <a href="#">長野大学憲章</a> <a href="#">長野大学学則</a> <a href="#">第1条（目的）</a>
学校教育法		
②	<p><b>第八十三条</b>            大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。            ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p>	<a href="#">長野大学学則</a> <a href="#">第1条（目的）</a>
大学設置基準		
③	<p><b>第二条（教育研究上の目的）</b>            大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	<a href="#">長野大学学則</a> <a href="#">第1条（目的）</a> <a href="#">第4条（学部学科）</a>
④	<p><b>第三条（学部）</b>            学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。</p>	<a href="#">長野大学学則</a> <a href="#">第4条（学部学科）</a>
⑤	<p><b>第四条（学科）</b>            学部には、専攻により学科を設ける。            2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。</p>	<a href="#">長野大学学則</a> <a href="#">第4条（学部学科）</a>
⑥	<p><b>第五条（課程）</b>            学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。</p>	(該当しない)
⑦	<p><b>第十八条（収容定員）</b>            収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。            2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。            3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<a href="#">長野大学学則</a> <a href="#">第5条（収容定員）</a> <a href="#">共通基礎データ</a>
	<p>※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること</p>	
⑧	<p><b>第四十条の四（大学等の名称）</b>            大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<a href="#">長野大学学則</a> <a href="#">第1条（目的）</a> <a href="#">第4条（学部学科）</a> <a href="#">第5条（収容定員）</a>

## イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

### （1）自己点検・評価の実施状況

#### 1) 目的

本学は、現代社会における福祉課題解決のための理論と実践知、技術、教育を発展させることで「高度創造デザイン社会」を創出、進展させるとともに、安全・安心、福祉の実現に貢献する高度専門職業人と研究者を育成するため、2021年4月に長野大学大学院総合福祉学研究科を設置した。

本大学院の設置目的は、上記の構想と学校教育法第99条を踏まえ、大学院学則第2条において、「本大学院は、学術の理論及び応用を教授・研究し、精深な学識と研究能力を養い、もって文化の向上と社会の発展に積極的に寄与することを目的とする。」と規定している。

#### 2) 大学院の組織

本大学院は、大学院学則第2条に定められた目的を達成するため、大学院学則第7条第1項において、総合福祉学研究科の設置を定めている。さらに、大学院学則第7条第2項において、社会福祉学専攻（博士前期課程及び博士後期課程）、発達支援学専攻（修士課程）の2専攻を置くことを定めている。また、大学院学則第7条第3項において、研究科及び専攻ごとに教育研究上の目的を定めている。

#### 3) 収容定員

収容定員は、大学院学則第7条に専攻（課程）ごとに、定めている。

ただし、社会福祉学専攻（博士前期課程）、発達支援学専攻（修士課程）においては、定員未充足となっているため、大学院パンフレットの作成や説明会の開催をとおして、大学院のPR活動を行ったほか、学部学生が進学しやすい制度（入学試験の筆記試験免除等）を整備するなど、入学定員の確保に向けた取組を進めている。

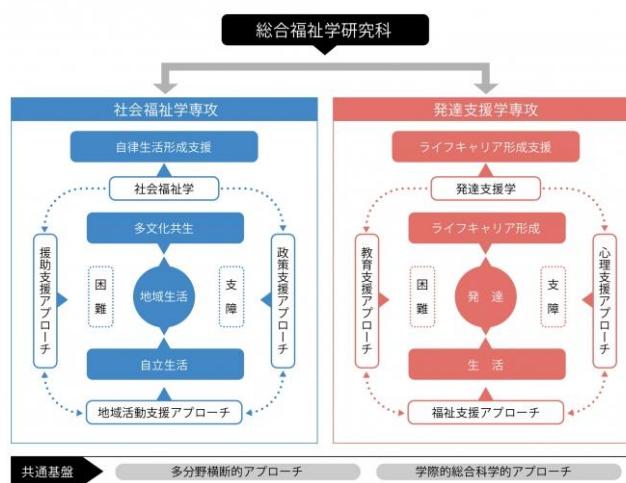
表 各専攻の入学定員と収容定員、入学者数（2022年度）と学生数（2022年5月1日時点、単位：人）

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員	入学者数	学生数
総合福祉学研究科	社会福祉学専攻	博士前期課程	5	10	4	8
		博士後期課程	3	9	2	6
	発達支援学専攻	修士課程	5	10	2	5
総計			13	29	8	19

#### 4) 名称

研究科及び専攻の名称は、研究科等の教育研究上及び人材育成上の目的に鑑みて、適当である。

図 長野大学大学院 総合福祉学研究科 概念図



自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	大学院発足後定員の充足が課題となっている。特に、学部生の進学が促進されるような制度の整備が必要となる。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十九条</b>            大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。            ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	<a href="#">長野大学大学院学則</a> <a href="#">第2条（目的）</a>
<b>大学院設置基準</b>		
②	<p><b>第一条の二（教育研究上の目的）</b>            大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	<a href="#">長野大学大学院学則</a> <a href="#">第2条（目的）</a> <a href="#">長野大学大学院パンフレット</a>
③	<p><b>第二条（大学院の課程）</b>            大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。            2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	<a href="#">長野大学大学院学則</a> <a href="#">第5条（課程）</a>
④	<p><b>第三条（修士課程）</b>            修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。            2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができる。            3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	<a href="#">長野大学大学院学則</a> <a href="#">第5条（課程）</a> <a href="#">第6条（課程の目的）</a> <a href="#">第7条（研究科、専攻、定員及び目的）</a>
⑤	<p><b>第四条（博士課程）</b>            博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。            2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとすることができる。            3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとすることができる。            4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。            5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。</p>	<a href="#">長野大学大学院学則</a> <a href="#">第5条（課程）</a> <a href="#">第6条（課程の目的）</a> <a href="#">第7条（研究科、専攻、定員及び目的）</a>
⑥	<p><b>第五条（研究科）</b>            研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	<a href="#">長野大学大学院学則</a> <a href="#">第7条（研究科、専攻、定員及び目的）</a>
⑦	<p><b>第六条（専攻）</b>            研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。            2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	<a href="#">長野大学大学院学則</a> <a href="#">第7条（研究科、専攻、定員及び目的）</a>
⑧	<p><b>第十条（収容定員）</b>            収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。            2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。            3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<a href="#">長野大学大学院学則</a> <a href="#">第7条（研究科、専攻、定員及び目的）</a> <a href="#">共通基礎データ</a>
⑨	<p><b>第二十二条の四（研究科等の名称）</b>            研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適當であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<a href="#">長野大学大学院学則</a> <a href="#">第5条（課程）</a> <a href="#">第6条（課程の目的）</a> <a href="#">第7条（研究科、専攻、定員及び目的）</a>

## □ 教員組織に関するここと（①大学）

### （1）自己点検・評価の実施状況

#### 1) 教授会

本学では、学則第 58 条により、学部に教授会を置いている。教授会は、専任の教授、准教授及び助教で組織され、毎月一回の定例会を開催している。

教授会の下に各種委員会を置き、教授会から委任された事項を審議している。

なお、学長は、長野大学教授会規程第 3 条（任務等）で規定されている事項について、教授会の意見を聴取し、学長学部長会議に諮り最終的な意思決定を行っている。

#### 2) 教員組織

教員は学部の学科等に所属しており、学士課程教育のほか、一部の教員においては、大学院課程における研究指導等も担っている。

教授会に入試や教務等に係る委員会を設置し、それぞれの委員会に適切に教員を配置している。また、学部運営会議を定期的に開催し、教授会と連携をとることで、学部運営の組織的な体制を構築している。

#### 3) 教員の選考等・年齢構成

教員の選考については、長野大学教員任用選考規程に定めている。教員を採用する場合は、原則として公募するものとしており、公募は中期計画及び学長の意見を踏まえ、理事長が定めた教員人事の基本方針に基づき行っている。採用候補者は、長野大学人事委員会規程に基づき、人事委員会のもとに設置される選考委員会で審査し、人事委員会で選考する。選考結果は教授会に提案され教授会で候補者を決定する。学長は採用候補者を理事長に上申し、理事会の議を経て採用予定者を決定する。なお、大学院設置及び学部改編のために配置する教員の任用は、長野大学特別人事委員会に関する要綱に基づき、特別人事委員会が選考する。特別人事委員会は選考結果を学長に報告し、学長は採用候補者を理事長に上申し、理事会の議を経て採用予定者を決定する。

専任教員の年齢構成については、40 歳未満が 9 人、40 代が 15 人、50 代が 11 人、60 歳以上が 26 人となっており、60 歳台に偏りが見られる。性別の構成については、女性が全体の 15% となっており、少ない傾向にある。

#### 4) 授業科目の担当

総授業科目数 800 に対し、専任教員が総授業科目数の約 74% (591 科目) を担当している。

また、教育上主要と認められる授業科目は、必修科目として位置づけ、原則として専任教員、准教授が担当している。社会福祉学部の社会福祉士、精神保健福祉士の演習・実習科目においては、すべての科目で実習助手が授業補助を行っている。

なお、非常勤講師の採用にあたっては、公立大学法人長野大学非常勤講師就業規則に基づき選考を行っている。

#### 5) 専任教員数

本学の専任教員数は以下の表の通りであり、大学設置基準に照らして必要な教授等の数を上回る人数を確保している。

表 専任教員数  
(2022 年 5 月 1 日時点、単位：人)

学部	学科	収容定員	必要な専任教員数	専任教員数		うち准教授等
				うち教授	うち助教	
社会福祉学部	社会福祉学科	630	14	28	21	7
環境ツーリズム学部	環境ツーリズム学科	390	12	14	11	3
企業情報学部	企業情報学科	390	13	15	10	5
淡水生物学研究所		—	—	4	3	1
全 体		1,410	17	—	—	—
合 計			56	61	45	16

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	若手教員の採用やジェンダーバランスをより考慮した教員採用に取り組むこと。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十三条</b>            大学に、教授会を置く。            ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。            一 学生の入学、卒業及び課程の修了            二 学位の授与            三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの            ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。            ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<a href="#">長野大学学則</a> 第 58 条（教授会） <a href="#">長野大学教授会規程</a> 第 2 条（組織） 第 3 条（任務等）
②	<p><b>第七条（教員組織）</b>            大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。            2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。            3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。            4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、<a href="#">学校教育法第九十二条</a>、<a href="#">大学設置基準第十四条</a>・<a href="#">第十五条</a>・<a href="#">第十六条</a>・<a href="#">第十六条の二</a>・<a href="#">第十七条</a>を参照すること</p>	<a href="#">長野大学学則</a> 第 55 条（組織） 第 56 条（教職員） <a href="#">長野大学教授会規程</a> 第 4 条（委員会） <a href="#">長野大学教員任用選考規程</a> <a href="#">長野大学人事委員会規程</a> <a href="#">長野大学 Web サイト</a> <a href="#">大学情報の公表について</a> 2 教育研究上の基本組織 3 教員組織、教員の数、各教員が有する学位及び業績
③	<p><b>第十条（授業科目の担当）</b>            大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。            2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p>	<a href="#">長野大学学則</a> 第 11 条（教育課程の編成、授業科目） <a href="#">シラバス</a> <a href="#">公立大学法人長野大学非常勤講師就業規則</a>
④	<p><b>第十二条（専任教員）</b>            教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。            2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。            3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。</p>	<a href="#">長野大学学則</a> 第 56 条（教職員） <a href="#">長野大学教員任用選考規程</a> <a href="#">長野大学人事委員会規程</a> <a href="#">共通基礎データ</a>
⑤	<p><b>第十三条（専任教員数）</b>            大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあっては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 専任教員の数については、<a href="#">大学設置基準別表第一</a>・<a href="#">別表第二</a>を参照すること</p>	<a href="#">長野大学学則</a> 第 56 条（教職員） <a href="#">長野大学教員任用選考規程</a> <a href="#">共通基礎データ</a>

## □ 教員組織に関するこ (②大学院)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 教員組織

本大学院において授業及び研究指導を担当する専任教員は、大学院学則第7条に規定する研究科及び専攻の目的を踏まえて設定した開講科目を適切に担当できる資質と研究業績をもつことが認められる教授、准教授及び助教を充てている。

大学院の運営組織においては、研究科長の下に社会福祉学専攻長及び発達支援学専攻長を置き、大学院教育において組織的な連携体制を整え、円滑な運営を行っている。

本大学院では、大学院学則第9条により設置された研究科委員会が教授会としての役割を担っている。研究科委員会は、研究科の専任教員で組織され、長野大学大学院研究科委員会規程第3条に規定されている事項について、学長に意見を述べることとしている。

なお、大学院の入試、教務、広報に関する事項は、研究科に設置された各専門部会において審議している。

#### 2) 教員の配置状況

総合福祉学研究科の専任教員は、社会福祉学部との兼務となっており、前項で記述した選考方法に基づき採用している。

教員の配置については、認可申請時の教員資格審査結果に基づき適切に行っており、大学院設置基準第9条に基づく「大学院の専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」別表第一に示す設置基準を満たしている。

なお、研究科における研究指導は、各学生に対し主指導教員（研究指導教員）と副指導教員（研究指導教員、研究指導補助教員）の2名体制で行っており、適宜、研究指導教員が研究指導補助教員の役割を担っている。

表 教員の配置状況  
(2022年5月1日時点、単位：人)

総合福祉学 研究科	収容 定員	必要な教員数		教員の配置状況		
		研究 指導 教員	研究 指導 補助 教員	研究 指導 教員 (内、 教授)	研究 指導 補助 教員	講義 のみ 担当
社会福祉学 専攻（博士 前期課程）	10	3	2	8	6	3
社会福祉学 専攻（博士 後期課程）	9	3	2	8	8	1
発達支援学 専攻修士課 程	10	3	2	10	6	2

専任教員の年齢構成については30代3人、40代8人、50代2人、60代9人、70代以上4人となっている。全体として中間層が手薄であり、高年齢層に比重が偏っている状況である。

特に社会福祉学専攻において、高年齢層の構成比が高い状況にあるが、大学院の設置にあたり、博士学位論文作成の指導を行うための研究教育能力、研究業績を有する教員を必要としていた事情による。完成年度以降に向けては、計画的な教員選考の実施により年齢構成の偏りを改善し、バランスのとれた教員組織を構築する。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	完成年度以降に向けて、任用選考基準を定め、専任教員の年齢構成が偏らないよう計画的な採用に取り組むこと。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p><b>大学院設置基準</b></p> <p><b>第八条（教員組織）</b></p> <p>大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。</p> <p>4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。</p> <p>5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p><b>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</b></p>	<p><b>長野大学大学院学則</b></p> <p>第7条（研究科、専攻、定員及び目的）</p> <p>第8条（研究科長、専攻長</p> <p><b>大学院設置認可申請書（設置の趣旨）</b> p. 75</p> <p>長野大学 Web サイト</p> <p><b>大学情報の公表について</b></p> <p>2 教育研究上の基本組織</p> <p>3 教員組織、教員の数、各教員が有する学位及び業績</p> <p>長野大学大学院研究科委員会規程</p> <p>共通基礎データ</p>
②	<p><b>第九条（教員組織）</b></p> <p>大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に關し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者</p> <p>ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者</p> <p>ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に關し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者</p> <p>ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者</p> <p>ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p><b>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</b></p>	<p><b>大学院設置認可申請書（設置の趣旨）</b> p. 75</p> <p>大学院学修ガイド[履修要項] p. 27, 32, 42</p>
③	<p><b>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織）</b></p> <p>研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。</p> <p><b>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</b></p>	該当なし

## ハ 教育課程に関するここと（①大学）

### （1）自己点検・評価の実施状況

#### 1) 入学者選抜

本学の入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って、多様な入学者選抜試験 [一般選抜 (189 人)、総合型選抜 (60 人)、推薦型選抜 (91 人)、帰国生徒特別入試 (若干名)、社会人シニア特別入試 (若干名)、外国人留学生入試 (若干名)、編入学試験 (25 人)] を実施している。

入学者選抜に関する事項の審議機関としてアドミッションセンター運営委員会と学部の入試委員会が長野大学学則、公立大学法人長野大学組織規程、長野大学教授会規程及び長野大学アドミッションセンター規程により規定、整備されている。

アドミッションセンターでは、学生の受け入れ方針及び入試の実施結果や文部科学省からの通達等を踏まえ、制度変更の必要性を協議するとともに、当該年度の入学者選抜試験の実施体制についても併せて協議している。

また、学部の入試委員会では、合否判定を含む学部ごとの入試制度について協議している。特に、合否判定は、公平性を担保するため、受験番号と当該入学者選抜の得点のみを資料として利用している。

なお、アドミッションセンター及び入試委員会における全ての協議は合意のプロセスを経て行われている。

入学者選抜試験の実施にあたっては、担当する職員に対し試験ごとに説明会を実施し適正かつ確実な入学者選抜試験業務の遂行に留意している。

受験上の配慮が必要な受験者に対しては、事前相談を原則とし、入学者選抜要項に必要事項を明記している。本人からの申し出による合理的配慮として、別室受験、移動支援、試験問題の拡大化、点字化、座席の指定、補聴器等の装用、注意事項の文書による伝達等を実施している。

#### 2) 教育課程の編成・授業等

本学の教育課程は、各学部のカリキュラム・ポリシーに基づき編成している。すべての授業科目は、学則に基づき教養科目及び専門教育科目に区分し、各学部の履修体系（表）において必修科目、選択必修科目及び選択科目に区分され、配当年次、単位数及び履修方法が定められている。

専門教育科目における必修及び選択必修科目は、受講年次に応じて段階的に配当され、本学及び各学部の教育上の目的を達成すべく体系的に編成されている。

授業時間は、前学期・後学期に各 15 週の授業時間と 1 週の定期試験時間を確保している。学年歴は、学修ガイド [履修要項] に掲載しているほか、学生が随時参照できるよう Web (Google Drive) に掲載している。

授業科目は 1 単位につき 45 時間の学修を必要とする内容で構成されており、講義・演習・実習・実技など授業形態に応じて 15~45 時間の授業をもって 1 単位とすることを学則で定めている。

各学期の履修制限単位数は年次ごとに定めており、単位の実質化と学修の質の向上を図っている。また、直前学期の GPA 値に応じて履修上限単位数を緩和している。

単位の算定基準や履修制限単位数等は、学修ガイド [履修要項] に記載するとともに、ガイダンスを通じて学生に周知している。

#### 3) 成績評価基準・卒業認定要件

成績評価基準は、学則第 22 条の規定に基づき、シラバスに明示して学生に公表している。成績はシラバスに記載された評価項目（試験、レポート、小テスト及び平常の成績等）を勘案して、総合的に判定を行っている。なお、シラバスは、大学教育センターが示した「シラバス作成要領」に従って作成されており、全ての科目の記載内容を教務委員が中心となって確認している。

成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置として、学生が成績評価に関する質疑について教務担当を通じて担当教員に問い合わせることのできる制度を設けており、手続きの流れを学修ガイド [履修要項] に記載している。

卒業認定基準は、ディプロマ・ポリシーで学位授与にあたっての到達点等を示し、卒業認定要件を学則で明確に定めている。学生には、学修ガイド [履修要項] に明示して周知している。卒業認定要件を満たす学生について、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、大学教育センター運営委員会、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学士の学位を授与している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
大学設置基準		
①	<p><b>第二条の二（入学者選抜）</b> 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p><b>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照する</b></p>	<b>長野大学学則</b> 第 27 条（入学資格） 公立大学法人長野大学組織規程 長野大学アドミッションセンター規程 長野大学入学者選抜規程 <b>入学者選抜要項</b>
②	<p><b>第十九条（教育課程の編成方針）</b> 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たつては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p><b>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</b></p>	<b>長野大学学則</b> 第 11 条（教育課程の編成、授業科目） 第 19 条（単位の算定基準） 第 21 条（卒業単位） 第 22 条（成績評価基準等の明示等） 第 23 条（単位認定）
③	<p><b>第二十条（教育課程の編成方法）</b> 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<b>長野大学学則</b> 第 11 条（教育課程の編成、授業科目別表）
④	<p><b>第二十二条（単位）</b> 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。</p> <p>二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。</p> <p>三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<b>長野大学学則</b> 第 19 条（単位の算定基準） <a href="#">シラバス</a>
⑤	<p><b>第二十二条（一年間の授業時間）</b> 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	2022 年度学年歴
⑥	<p><b>第二十三条（各授業科目の授業時間）</b> 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	(同上)
⑦	<p><b>第二十五条（授業の方法）</b> 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<a href="#">シラバス</a>
⑧	<p><b>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等）</b> 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。</p> <p><b>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第百四十七條を参照すること</b></p>	<b>長野大学学則</b> 第 22 条（成績評価基準等の明示等） 第 23 条（単位認定） 学修ガイド[履修要項] p. 14 <a href="#">シラバス</a>
⑨	<p><b>第二十七条（単位の授与）</b> 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	<b>長野大学学則</b> 第 21 条（卒業単位） 第 23 条（単位認定） 学修ガイド[履修要項] p. 18 学修ガイド[履修要項] p. 14
⑩	<p><b>第二十七条の二（履修科目の登録の上限）</b> 大学は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	学修ガイド[履修要項] p. 14

## ハ 教育課程に関するここと（②大学院）

### （1）自己点検・評価の実施状況

#### 1) 入学者選抜

本大学院の入学者選抜では、専攻ごとにアドミッショングリセーラーを定め、それぞれの研究分野で必要な能力、研究と勉学に対する意欲などを問うために英語、専門科目、面接試験を実施している。

選抜結果については、研究科委員会の下に設置された入試専門部会及び研究科委員会の審議を経て学長が決定する。

募集人員は、社会福祉学専攻 博士前期課程が 5 人、発達支援学専攻 修士課程が 5 人、社会福祉学専攻 博士後期課程が 3 人となっており、いずれの試験区分においても入学者が希望する専門科目と教育内容とのミスマッチを防ぐため、出願前に希望する指導教員名を確認し、希望教員と事前に面談することのできる「出願前相談」を設け、本研究科の理念、内容を説明したうえで研究計画の策定を求めている。

出題・採点及び面接試験に際しては、複数の教員による確認体制をとるなど、公平・公正な試験の実施に努めている。

#### 2) 教育課程の編成・授業及び研究指導等

本大学院の教育課程は、大学院学則に規定し、各専攻のカリキュラム・ポリシーに基づき、基盤部門・展開部門・プロジェクト部門・論文指導部門の 4 部門によって体系的に構成されている。博士前期課程・修士課程では、基盤部門で原理論科目・研究方法論科目・演習科目を学修し、展開部門で各領域の講義科目を通じて学修する。さらに複数教員による共同研究プロジェクト及び論文指導により、研究・教育者、自律的な専門職従事者に不可欠な研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力を実践的に修得することをねらいとしている。

博士後期課程では、基盤部門で社会福祉の諸理論などを歴史的・理論的に学修するとともに、演習科目を必修とし、研究対象に応じて展開部門の講義科目、共同研究プロジェクトを選択し学修する。また、論文指導により、研究・教育者、高度の自立的かつ指導的な専門職従事者に不可欠とされる研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力、研究能力を実践的に修得することをねらいとしている。

大学院学修ガイド〔履修要項〕により学位取得プロセス及び複数の履修モデルを示している。これにより、教育課程の履修を円滑かつ効果的に推進するとともに、研究指導計画を策定している。学生は、入学時に自身の研究分野・テーマに沿って選択した主指導教員と、主指導教員が指定する副指導教員の指導のもと、論文作成にあたっている。

また、セメスターごとに学生の企画運営による「中間発表会」を開催し、研究の到達水準と内容を確認・評価する機会を設けている。さらに、毎学期末に学生に対して期末研究報告書の提出を求め、研究の進捗状況や各教員の指導方法、評価の手順について研究科委員会で確認している。

#### 3) 成績評価基準・修了認定基準

成績評価基準は、大学院学則第 21 条の規定に基づき、シラバスに明示して学生に公表している。学部同様、成績はシラバスに記載された評価項目を勘案して、総合的に判定を行っており、成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置として、成績評価質疑制度を設けている。

学位論文審査基準及び各課程の修了要件等については、大学院学則及び長野大学学位規程で定め、大学院学修ガイド〔履修要項〕に明示してガイダンス等を通じて学生に周知している。

修士課程及び博士前期課程の修了要件は、2 年の在学期間を満たし、所定の授業科目について 30 単位以上を修得するとともに、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

博士後期課程の修了要件は、3 年の在学期間を満たし、所定の授業科目について 20 単位以上を修得するとともに、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	学部からの進学者の確保について、学部教育との系統的な取り組みが必要であること。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p><b>第一条の三（入学者選抜）</b> 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<a href="#">長野大学大学院入学者選抜規程</a> <a href="#">長野大学大学院研究科委員会規程</a> <a href="#">大学院入試専門部会要綱</a> <a href="#">長野大学大学院入学者選抜要項</a> <a href="#">社会福祉学専攻 博士前期課程</a> <a href="#">発達支援学専攻 修士課程</a> <a href="#">社会福祉学専攻 博士後期課程</a>
②	<p><b>第十二条（教育課程の編成方針）</b> 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たつては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規則については、<a href="#">学位規則第十三条を参照すること</a></p>	<a href="#">長野大学大学院学則</a> <a href="#">第 16 条（教育方法）</a> <a href="#">大学院パンフレット</a> <a href="#">大学院設置認可申請書類（設置の趣旨） p. 14</a> <a href="#">大学院学修ガイド[履修要項] p. 15 シラバス</a>
③	<p><b>第十三条（授業及び研究指導）</b> 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。</p>	<a href="#">長野大学大学院学則</a> <a href="#">第 16 条（教育方法）</a> <a href="#">第 17 条（授業科目）、別表</a> <a href="#">大学院設置認可申請書類（設置の趣旨） p. 79</a>
④	<p><b>第十四条の二（成績評価基準等の明示等）</b> 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<a href="#">長野大学大学院学則</a> <a href="#">第 23 条（他の大学院における研究指導）</a> <a href="#">大学院設置認可申請書類（設置の趣旨） p. 75</a>
⑤	<p><b>第十五条（大学設置基準の準用）</b> 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学院設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。</p>	<a href="#">長野大学大学院学則</a> <a href="#">第 20 条（単位の授与及び成績評価）</a> <a href="#">第 21 条（成績評価基準等の明示等）</a> <a href="#">第 26 条（修了）</a> <a href="#">大学院学修ガイド[履修要項] p. 15, 26 シラバス</a>
⑥		<a href="#">長野大学大学院学則</a> <a href="#">第 11 条（長期履修学生）</a> <a href="#">第 17 条（授業科目）</a> <a href="#">第 18 条（授業の方法）</a> <a href="#">第 19 条（単位の計算方法）</a> <a href="#">第 20 条（単位の授与及び成績評価）</a> <a href="#">第 22 条（他の大学院における授業科目の履修等）</a> <a href="#">第 24 条（入学前の既修得単位の取扱い）</a> <a href="#">第 59 条（科目等履修生）</a> <a href="#">第 70 条（所規程の準用）</a>

## 二 施設及び設備に関するこ

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 校地・校舎、施設・設備等

本学は、上田市下之郷にあるキャンパス（社会福祉学部、環境ツーリズム学部、企業情報学部）と上田市小牧にある「淡水生物学研究所」の2箇所から成り、大学設置基準により算出される必要な面積を十分に有している。

キャンパスの1号館から9号館までの建物には大学設置基準に規定されている施設・設備を整備している。これらの施設・設備の維持管理及び安全衛生の確保については、清掃業務、警備業務を外部委託するとともに、これらの点検結果等の報告に基づき、計画的な修繕や改修工事を実施している。

また、3年ごとに実施している建築基準法第12条に基づく建築物の点検及び建築設備の点検で指摘された改善事項については、早期に修繕工事を実施し、重大事故や災害の防止に努めている。施設の耐震性については、一部旧耐震の基準により建設されているが、2005年度に大規模な耐震化工事を行っている。なお、大学院の設置に伴い、2020年度に7号館の大規模改修工事を行っており、大学院設置基準第22条の規定により、学部、大学附置の施設・設備を共有している。

2020年3月に策定した「長野大学キャンスマスター プラン」を踏まえ2021年3月に策定した「長野大学施設長寿命化計画（個別施設計画）」では、大学施設に求められる機能・性能を確保しつつ、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減と同時に、経費の平準化を図り、老朽化が進んだ施設の改築を主体としている。

バリアフリーへの対応については、キャンパスの敷地が高低差のある傾斜地で各建物が分散配置されていることから、スロープやエレベータ、昇降機、多目的トイレを整備し、最低限度のバリアフリー動線を確保している。

淡水生物学研究所については、千曲川の豊富な河川水が利用できる全国的にも貴重な研究施設であり、2019年4月から国等から借り受けた後、2021年7月に国との売買契約により本学が取得した。今後は、研究所の特徴を生かした研究活動を他大学や関係機関と連携して行い、地域の環境保全や産業振興に資する活動を展開し、地域の誇りとなる研究施設を目指し活用していくこととしている。

#### 2) 附属図書館

附属図書館は学則第62条第3項及び公立大学法人長野大学組織規程第10条第2項の規程により設置する附属施設であり、長野大学附属図書館規程に基づき、必要な資料を収集管理し、本学における教育研究を支援するとともに、地域貢献施設としての役割を果たすことを目的に設置、運営されている。

附属図書館には閲覧席、個人ブース、ブラウジングコーナー、グループ学習室、地域資料室、AVコーナーを設置している。また、学生等の検索支援のためにデータベース検索コーナーを設けている。なお、2020年度は年間約5万人が利用している。附属図書館2階は、学生が自主的に学習するためのスペースとして自習室、グループ学習室を設置している。また、視聴覚資料を大型スクリーンで視聴できるAVホールを整備している。

職員体制は、司書資格を有する職員3人を含む4人、アルバイト2人が配置され業務を担当している。

図書は、系統立てて管理し蔵書数は、15万冊を超えている。図書の選定は、教員から各学部の授業等に関連のある図書及び学生からのリクエストにより図書館運営委員会で必要性を精査し購入している。

学術雑誌のうち、洋雑誌はすべて電子ジャーナルで購入しており、学内LAN環境下で自由に利用が可能である。併せて、各学部学問分野のデータベースを導入し、学生や教職員の教育研究及び学習支援に役立てている。また、学内の教育研究成果を公開する長野大学リポジトリを設置し、学術情報のオープンアクセス化に寄与している。

附属図書館は、長野大学の地域への開放の趣旨に則り、「長野大学附属図書館一般公開要綱」を定め、広く地域住民に開放している。

他の図書館との連携については、地域の公共図書館と協定を締結し、上田地域図書館情報ネットワークに加入している。これにより、上田市、東御市、長和町、青木村、坂城町の5市町村の公共図書館(室)のほか、塩田公民館をあわせた11施設とネットワークで結ばれ、その蔵書を検索、予約ができ翌日以降に予約した資料が届くサービスをおこなっている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	学生のキャンパスライフが充実したものになるよう、老朽化した施設の計画的な改善に向けて着実な推進が必要となる。淡水生物学研究所の他大学や研究機関との連携と地域貢献に資する活用の在り方に取り組んでいる。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p><b>第三十四条（校地）</b>          校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<a href="#">長野大学 Web サイト</a> <a href="#">キャンパスマップ</a> <a href="#">長野大学施設長寿命化計画</a> <a href="#">共通基礎データ</a>
②	<p><b>第三十五条（運動場）</b>          運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	(同上)
③	<p><b>第三十六条（校舎施設等）</b>          大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）</p> <p>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室</p> <p>2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	(同上)
④	<p><b>第三十八条（図書等の資料及び図書館）</b>          大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に發揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<a href="#">長野大学学則</a> <a href="#">第 62 条（附属図書館）</a> <a href="#">公立大学法人長野大学組織規程</a> <a href="#">長野大学附属図書館規程</a> <a href="#">長野大学附属図書館利用規程</a> <a href="#">長野大学図書館運営委員会規程</a> <a href="#">長野大学機関リポジトリ運営要綱</a> <a href="#">長野大学附属図書館一般公開要綱</a> <a href="#">共通基礎データ</a>
⑤	<p><b>第四十条（機械、器具等）</b>          大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	

## ホ 事務組織に関するこ

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 事務組織

本学は、公立大学法人長野大学組織規程第11条に基づき、法人及び大学の事務を行うための事務局を設置している。事務局の組織体制は、公立大学法人長野大学の事務局組織及び事務局に置く職に関する規程で定め、法人事務を担当する総務・企画グループ、教学事務を担当する学務グループの2グループで編成している。各グループには事務分掌に基づき担当部署を設置しており、グループ内で連携を図りながら業務運営を行っている。なお、大学院の事務も大学と同様の体制で兼ねている。

また、学部学科再編等の大学改革を推進するために、法人組織として法人運営改革室や学長直轄の組織として学長企画室を設置するなど、大学運営の状況に応じて組織の見直しを行っている。

#### 2) 厚生補導の組織

本学は、学生の福利厚生及び学修・生活指導等を主目的とした長野大学学生支援センター規程を定めている。学生支援センターの主な役割は、学生の福利厚生の基本方針策定、学修・生活問題への助言や支援、奨学生の選考、課外活動支援、学生の賞罰などである。

学校保健安全法第7条に基づき、保健室を設置し、保健師及び学校医による健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等の措置を行っている。

また、福利厚生を充実させるため、学生相談室を設置し、公認心理師の資格を持つ相談員（常勤の主任相談員及び非常勤の相談員各1人）が学生の相談に応じ、月に1回精神科医の助言を受けている。

なお、学生相談室と保健室は連携して学生の心身の健康状態の把握に努め、学生の心身両面の健康状況を把握するための調査（身体とこころの健康チェック）等も実施している。

公立大学法人長野大学ハラスメント防止等に関する規程に基づき、ハラスメント防止対策委員会を設置し、定期的に開催している。委員会は、学部長、学生支援センター長、学生相談室長、事務局長、総務・人事担当課長を含む委員で構成し、ハラスメントを防止・排除するための広報・啓発活動及び研修に関することを企画・実施し、防止に努めている。

また、ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に応じるための相談窓口を置き、相談員を配置、公表している。

さらに、公立大学法人長野大学ハラスメントの防止等に関する指針を定め、職員及び学生にかかる全てのハラスメントを定義し、具体的な事例やハラスメント発生時の対応を具体的に定めている。

#### 3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制

学生のキャリア開発及び進路の支援に関する関係部局間の連絡調整を図るため、キャリアサポートセンターを設置し、学生が卒業後の就職・進学の方向性を自覚的、主体的に考えられるように、低学年からのキャリア教育の強化や、個々の学生の資質、希望を確認しながら進路指導を行っている。

入学から卒業まで一貫したキャリア支援を行うため、キャリアサポート担当職員を配置し、低学年のうちから、自己の将来像を描き、今後の生き方を考えられる機会として、キャリアガイダンスや就職に関する講座等を開催している。3年次には個別面談等により支援をしている。就職または大学院進学が決定した学生による報告会を開催し、下級生への進路の情報提供とアドバイスを行っている。

正課教育においては、段階的に職業観を養成するため、「福祉の仕事」、「職業選択と生き方」、「インターンシップ」等、教養科目や専門教育科目に各学年で履修可能な職業観養成科目を配置している。また、地元企業・団体等と連携し、地域課題の解決に向けた多様なゼミナール活動や課題解決型プロジェクトを継続的に推進し、学生の職業観養成につなげている。これらの授業の一部にキャリアサポート担当職員が参加し、正課教育との連携も図っている。

さらに、学生の就職状況は各学部教授会で共有し、学部教員とキャリアサポート担当職員が連携しながら学生の就職活動をサポートしている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	ハラスメントに関する相談に早期に応じる体制を整備すること。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十一条（事務組織） 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	公立大学法人長野大学組織規程 公立大学法人長野大学の事務局組織及び事務局に置く職に関する規程
②	第四十二条（厚生補導の組織） 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。	長野大学学生支援センター規程 身体とこころの健康チェック集計結果 公立大学法人長野大学ハラスメント防止等に関する規程 公立大学法人長野大学ハラスメントの防止等に関する指針
③	第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。	長野大学キャリアサポートセンター規程 公立大学法人長野大学の事務局組織及び事務局に置く職に関する規程 シラバス 「福祉の仕事」「職業選択と生き方」「キャリアデザイン論」「職業観養成特別講義 A」「若者と労働」「インターンシップ」 地域協働活動取組状況（2021年度） キャリアガイダンススケジュール（2021年度）
	大学院設置基準	
④	第四十二条（事務組織） 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。	（大学設置基準第四十一条と同一）

## へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 3つの方針の概要

本学は、建学の理念及び大学憲章に基づき、学部・研究科専攻ごとにそれぞれの専門性を踏まえた3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定している。

#### 2) 3つの方針の一貫性

学部の3つの方針は、2017年4月の学校教育法施行規則の改正に伴い、2016年度に学部ごとに育成する人材像とポリシー間の関連性、一貫性について点検を実施し、当時設置していた全学教授会で全学的な確認を行った。

ポリシーの一貫性については、毎年度シラバス作成時に点検している。科目担当教員には、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係を明確に記載するよう周知しており、シラバスにはディプロマ・ポリシーに基づく観点別目標を記載している。作成したシラバスは、学部の教務委員が観点別目標の妥当性及びカリキュラム・ポリシーと照らして適正かどうかを確認し、各授業科目と各ポリシーの整合性を確保している。その上で、履修系統図等の活用により教育課程の可視化を図り、学部ごとに体系的で組織的な教育を行えるよう努めている。

また、2021年度から教育の内部質保証の推進を図るために、学部ごとにポリシーを含む教育の質保証の点検を試行的に開始しており、ポリシーの検証を効果的かつ継続的に行っていくために、点検項目の内容やポリシーの策定手順の明確化等について検討を進めている。

大学院については、2021年度の開設時に研究科の理念に沿って、育成する人材像、教育研究上の位置づけ、到達レベルを専攻ごとに検証し、一貫性を意識したポリシーを策定している。

#### 3) 3つの方針について

##### ①ディプロマ・ポリシー

本学は、大学憲章の第1項において「教養ある職業人の育成」を掲げ、また、第2項において「学生が『自己成長を楽しむ』ことができる支援体制の追求」を掲げている。学部・研究科専攻では、この教養ある職業人とそれぞれの専門性を踏まえた人材育成像、教育目標を設定し、ディプロマ・ポリシーを定めている。

学部については、観点別に【技能・表現】、【関心・意欲】、【態度】、【知識・理解】、【思考・判断】の到達点を明記し、研究科専攻についても、観点別に【1. 学位の基本方針】、【2. 学位取得者の資質】、【3. 学位取得者の特性】、【4. 学位取得者の類型】の到達点を明記しており、それぞれ学生が身に付けるべき資質・能力の目標を適切に設定している。

##### ②カリキュラム・ポリシー

カリキュラム・ポリシーは、教育目標、ディプロマ・ポリシーを達成するために、学部・研究科専攻ごとに定め、それぞれの特徴に合わせて、教育課程編成や授業科目の内容及び教育方法について基本的な考え方を明示し、建学の理念、大学憲章に基づく適切な教育課程編成を行っている。

##### ③アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーは、建学の理念及び大学憲章に基づく教育目標・目的に沿った学生を受け入れるための基本方針として、受験生に求める能力・意欲・適性・経験と、どのような学生を社会に送り出そうとしているのかといった考え方をまとめ、学部・研究科専攻ごとに定めている。特に、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの一貫性を念頭に置き、知識・技能の習得に加えて、思考力・判断力・表現力等の能力や、主体的に学習に取り組む態度を養っていることなどを期待する者として設定し、様々な広報媒体を用いて適切に公表している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	内部質保証体制図に基づいて、3つの方針の組織的な検証を継続して実施する体制を構築し、適切な見直しを行っていくとともに、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性に基づく教育を実施するために、担当教員への一層の周知と点検を図ること。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法施行規則	
①	<p><b>第一百六十五条の二</b></p> <p>大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <p>一 卒業又は修了の認定に関する方針      二 教育課程の編成及び実施に関する方針      三 入学者の受入れに関する方針      2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>長野大学 Web サイト      各学部、研究科 3 つのポリシー  <a href="#">アドミッションポリシー</a>  <a href="#">カリキュラム・ポリシー</a>  <a href="#">ディプロマ・ポリシー</a>      2016 年度 第 2 回大学運営会議議事録      2016 年度 11 月全学教授会議事録      2022 年度 シラバス記入上の注意（作成要領）      学部主要科目と C P, D P の関係      履修系統図      教育の質保証チェックシート</p>

## ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 目的の公表と周知

大学及び大学院の目的は学則及び大学院学則に規定し、公表している。

また、建学の理念に基づく自主性・自律性を尊重した教育研究機関として永続的に発展することの目的に加え、公立大学法人化後は、「教育」「研究」「地域貢献」「国際交流」「大学運営」の5項目からなる大学ビジョンを制定した。大学ビジョンでは、「地域および国際社会の未来を創造・デザインし、地域とともに世界で躍動する人材を育成する」という教育目標・目的を掲げ、その実現に向けた方針をグランドデザイン、具体的な取組をアクションプランとして設定した。

#### 2) 3つの方針の公表と周知

本学Webサイトにおいて、大学の基本情報として各学部・研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを公表している。

特に各学部・研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、学修ガイド〔履修要項〕に掲載しており、これを毎年度始期に新入生全員に配布するとともに新入生ガイダンス等で、周知の徹底を図っている。

アドミッション・ポリシーは、入学者選抜要項に記載しており、本学への入学を希望する受験者等に対して周知している。

#### 3) その他の情報の公表と周知

その他、学校教育法施行規則第172条の2に規定されている教育研究活動等の状況をはじめ、大学機関別認証評価結果や設立団体（長野県上田市）が設置した上田市公立大学法人評価委員会による法人評価結果等については、本学Webサイトで公表している。

また、大学案内（パンフレット）や大学の近況、教員紹介や研究紹介等を掲載したキャンパスニュース、教育研究活動等の経年情報を掲載したファクトブックや財務に関する情報を掲載した財務レポートを発行し、ステークホルダーから、より一層の理解・支援が得られるよう努めている。

#### 4) 情報公表体制の整備

本学Webサイトは、教育研究活動に関する情報発信を迅速に行うために、CMS（コンテンツマネジメントシステム）を導入し、広報入試担当の管理の下、事務の各部局が必要に応じて適宜情報の更新を行っている。

なお、より積極的な情報公表を行うため、副学長の呼びかけのもと、各学部、研究科、附属機関等から教育研究活動情報を収集し発信する仕組みを構築し、改善を図っている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	学内外や在学生からの利活用が容易にできるよう、本学Webサイトのリニューアルを実施した。また、教育研究活動に関する情報発信を迅速に行うことができるよう管理システムを改善したことにより、学内からの活動・教育情報の提供件数が大幅に増加している。
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料	
	学校教育法		
①	<p><b>第一百十三条</b> 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	<p>長野大学 Web サイト  <a href="#">長野大学について</a>  <a href="#">大学情報の公表について</a>  <a href="#">法人情報の公表について</a>  学修ガイド[履修要項] p.3  大学院学修ガイド[履修要項] p.3  <a href="#">入学者選抜要項</a></p>	
②	<p><b>第一百七十二条の二</b> 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること</li> <li>二 教育研究上の基本組織に関すること</li> <li>三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</li> <li>四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</li> <li>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</li> <li>六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること</li> <li>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</li> <li>八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること</li> <li>九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</li> <li>2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</li> <li>3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</li> </ol>		

## チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関するこ

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 内部質保証システムの体制

##### ①自己点検・評価

学則第2条及び大学院学則第3条に、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うことを定めている。

自己点検・評価の実施については、2017年度の公立大学法人化以降、地方独立行政法人法に規定された法人評価を中心に行っている。組織体制としては、法人組織として設置する中期計画及び年度計画推進委員会が中期計画・年度計画の策定や評価等について全体を統括している。また、教育研究活動等に関する内部質保証の推進を担う組織として、学長の下に副学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し、学部・研究科及び各センター・委員会で実施する点検・評価結果の検証、改善指示等を行うこととしている。

中期計画・年度計画は項目立てて策定し、進捗管理及び実績管理は項目ごとに点検・評価している。各項目は法人理事の分掌に基づいて、学内理事である常任理事・副学長と担当部局が業務の状況を自己点検・評価したうえで、自己点検・評価委員会と中期計画及び年度計画推進委員会で全学の業務実績報告書としてまとめ、理事会で最終決定する仕組みとしている。また、上田市に提出する業務実績報告書に対する上田市公立大学法人評価委員会からの外部評価を踏まえて中期計画・年度計画の項目ごとに業務の改善を図っている。

これらにより法人・大学が一体となったPDCAサイクルにより、業務の改善、向上に取り組んでいる。

##### ②研修・教職協働

##### <教員・職員の資質向上のための活動>

学則第3条に基づき、ファカルティ・デベロップメント委員会（以下、FD委員会）を設置し、教育研究活動の組織的改善と教員の専門能力向上に取組んでいる。主に、FD研修会の開催や授業アンケートの実施と報告書の作成、教員の教育活動に対する自己点検と相互研鑽の場として「教育実践交流広場」を実施するなどFD活動を促進し、PDCAサイクルによる授業内容・方法の質的改善を図っている。（※取組の詳細は基準2 No. 1に記載）

スタッフ・デベロップメント（SD）の取組として、事務職員については「公立大学法人長野大学職員研修規程」に基づく年度計画を策定し、各種団体・他大学等が開催する研修会への積極的な参加促進、自己啓発研修に対する助成等を通じて事務職員の能力開発と資質向上に努めている。また、教職員を対象とした全学的な研修会（ハラスマントやメンタルヘルス等）を不定期に開催し、知識の獲得や意識啓発を図っている。2018年度からは、上田市との人事交流を開始し、双方の職員を派遣することにより、設立団体との相互理解、職員の資質向上等を推進している。

##### <教職協働>

学則第60条に基づき設置されている全学委員会及びセンターの構成員に教員・事務職員をそれぞれ配置し、両者が協働で大学運営に携わっている。また、正副学長や学部長、各部署の管理職が出席する全学連絡調整会議を毎月開催し、学内の情報や課題、全学的な方針等を学内全体で共有している。

##### ③学習成果

各学期において授業アンケートを実施し、当該学期内にその結果を踏まえた授業改善に努めている。アンケートでは、授業運営に関する学生からの要望・意見を問う設問に加えて、授業を通じて学んだことや理解したことに関する設問を設け、学生自身も授業への取組を振り返り、学修の成果を認識する機会としている。教員は、アンケート結果を踏まえた授業改善への取組を「授業アンケート報告書」に記載し、これを事務局が取り纏めて学内に公開している。さらに、学部別に授業改善検討会を開催し、授業アンケートによって明らかになった授業の課題やその対応策、今後の授業運営の方向性等について教員同士で共有し、検討することで組織的な授業改善に努めている。

また、学生の学習意欲を高めるとともに、適切な学修指導に資することを目的としてGPA制度を導入している。各学期のGPA値は、教員がアドバイザーとして担当する学生的学修指導に活用している他、一部の授業科目の履修要件やクラス編成にも活用している。さらに、学部・学年別のGPA値の分布状況を年度ごとに集計し、公表している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	教職員の資質向上についてFD委員会が中心に「教育実践交流広場」を実施し、相互研鑽の場としてさらなる充実した研修になるように取り組んでいる。授業アンケートが効果的に授業改善に反映されるように内容の検討を進めている。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第百九条</b>            大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。            2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。            3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。            4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。            5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。            6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。            7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	
	学校教育法施行規則	
②	<p><b>第百五十二条</b>            学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当なし
③	<p><b>第百五十八条</b>            学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当なし
④	<p><b>第百六十六条</b>            大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	長野大学自己点検・評価及び計画策定に関する規程 長野大学 Web サイト <a href="#">法人情報の公表について</a> 年度計画・業務実績評価
	大学設置基準	
⑤	<p><b>第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働）</b>            大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るために、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	長野大学学則 第 60 条（全学委員会およびセンター 公立大学法人長野大学組織規程 全学委員会及びセンター各種規程
⑥	<p><b>第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等）</b>            大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	長野大学学則 第 3 条（教育内容等の改善のための組織的な取組） 長野大学 ファカルティ・デベロップメント委員会規程 教育実践交流広場実施状況 2021 年度全学 FD 活動のふりかえり FD 研修会開催状況
⑦	<p><b>第四十二条の三（研修の機会等）</b>            大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	公立大学法人長野大学職員研修規程 長野大学職員自己啓発助成要綱 教職員研修会開催状況 職員研修実績一覧
	大学院設置基準	
⑧	<p><b>第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働）</b>            大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るために、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	（大学設置基準第二条の三と同一）
⑨	<p><b>第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等）</b>            大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	長野大学大学院学則 第 4 条（教育内容等の改善のための組織的な取組） (大学設置基準第二十五条の三と同一)
⑩	<p><b>第四十三条（研修の機会等）</b>            大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	(大学設置基準第四十二条の三と同一)
	法令外の関係事項	
⑪	学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組みを行っているか。	<a href="#">シラバス</a> 授業アンケート報告書

# リ 財務に関すること

## (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1) 財務の状況

公立大学法人化した 2017 年度以降の収支状況は、常に当期総利益を確保しており健全な財務状況にある（表 1）。なお、当期総利益は減少傾向にあるが、予算編成の過程において効果的な予算配分に取り組んだ結果であり、利益の獲得を主目的としない公立大学法人制度を踏まえ、より適切な収支状況になっている。

※経常利益比率：2017 年度 9.7%→2020 年度 4.0%

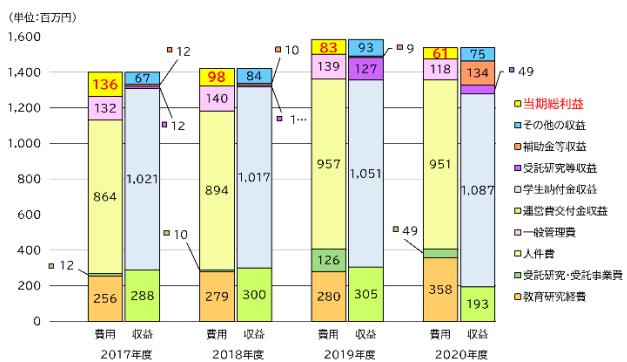
また、経常費用の内、教育研究経費は年々増加しており教育研究に必要な経費を確保している（表 2）。併せて 2019 年度以降は受託研究等収益や補助金等収益等の外部資金獲得額が増加し、経常収益は 15 億円超となっている。

表 1：損益計算書の状況 (単位：百万円)

	2017	2018	2019	2020	《参考》 2016
経常費用	1,264	1,323	1,502	1,476	1,740
経常収益	1,400	1,420	1,585	1,537	1,578
経常利益	136	98	83	61	△162
当期総利益	136	98	83	61	△162

※2016 年度は学校法人長野学園が設置者であり、準拠する会計基準が異なるが、参考として事業活動収支計算書の事業活動支出計を経常費用欄に、事業活動収入計を経常収益欄に記載し、差額を経常利益欄及び当期総利益欄に記載している。

表 2：損益計算書の内訳推移



### 2) 教育研究環境の整備

老朽化施設の維持・更新や情報システムの機能改善とセキュリティ強化、大学改革に伴う教育研究環境の整備等、施設・設備の整備は多額の費用を要するため、財源を確保しつつ優先付けしたうえで対応している（表 3）。

表 3：主な施設・設備の整備状況

年度	内 容
2017 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線 LAN 機器更新</li> <li>学内ネットワーク検疫システム導入</li> <li>学務システムバージョンアップ</li> <li>LED 照明導入</li> </ul>
2018 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 号館・6 号館空調機器改修</li> <li>1 号館・4 号館トイレ改修</li> <li>基盤情報システムリプレイス</li> <li>教室机・椅子の入替</li> </ul>
2019 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 号館トイレ改修</li> <li>教室プロジェクターの入替</li> <li>淡水生物学研究所の施設管理受託開始</li> <li>淡水生物学研究所の研究機器導入 (財源：受託研究費)</li> </ul>
2020 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学院開設等に伴う 7 号館改修</li> <li>ICT 演習室機器入替（リース契約）</li> </ul>

研究に係る経費については、教員の研究活動の基礎的経費として個人研究費を予算化するとともに、学内のインセンティブ研究費として学長裁量による長野大学研究助成金等を制度化し、予算措置している。また、科学研究費助成事業等による外部資金を獲得した教員に対しては、一定の額を個人研究費に増額して配分している。

教育に係る経費については、地域協働型教育の実践のため教育研究活動費を各学部に予算措置している。教育研究活動費はフィールドワークやプロジェクト型学習、学会での学生の研究発表等、ゼミナールを中心とした教育活動に掛かる経費の補助として支出している。

また、大学院の正課として開講し、学外者及び専任教員、大学院生が共同研究を行うコースプロジェクトに係る経費についても予算措置している。

以上のことから、教育研究上の目的を達成するための必要な経費の確保や環境整備等に努めている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	長野大学 Web サイト 各年度財務諸表等 財務レポート 個人研究費に関する取扱要綱 長野大学研究助成金に関する要綱 公立大学法人長野大学教育研究活動費取扱ハンドブック 大学院「コースプロジェクト」予算の執行基準
	大学院設置基準	
②	第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	(同上)

## ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関するこ

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) ICT 環境の整備

公立大学法人長野大学情報システム運用基本方針を定め、関係規程に基づき情報システムの運用及び管理を適切に行っている。学内ネットワークは、全館での無線 LAN の利用環境を提供したうえで、全学生にノートパソコンの所持を求め、授業等で ICT を活用した教育研究活動を行っている。教職員にはポータルサイトを中心とした学生への情報発信や各種手続きの利用環境を整備している。

また、ICT 演習室を設け、情報教育、デザイン教育に適した PC を 50 台導入している。

#### 2) 学生支援

##### ①学修支援体制

学生一人ひとりを専任教員が担当するアドバイザー制度のもと、各アドバイザーが担当学生の学びの相談に応じている。また、学生支援センター規程に定める学修指導の観点から、各学部で月に 1 回のペースで学生支援検討会を行い、履修状況に課題のある学生について教員間の情報共有を行っている。

##### ②障害のある学生への支援

学生支援センター規程に定める福利厚生の観点から、また障害者差別解消法に基づく合理的配慮の観点から障害学生支援を行っており、障害学生支援の施策などは学生支援センター運営委員会で検討し策定している。また、聴覚障害のある学生等を支援するノートテイカーの養成にも取り組んでいる。

##### ③経済的支援

###### 【各種奨学金】

日本学生支援機構の奨学金や高等教育の修学支援新制度について周知及び募集を行い、説明会等も日本学生支援機構の通知に基づき実施している。また、民間や地方自治体等が実施している奨学金制度についても、適宜周知している。

###### 【授業料納入の猶予】

諸理由により授業料の納入が困難な学生については、学則第 47 条に基づき納入期間の延長や分納による猶予を行っている。

###### 【長野大学後援会による支援】

長野大学後援会の協力により、学生の資格取得、就職活動、給付奨学金、課外活動に対する経済的支援制度を設けている。

#### 【2020 年度学生納付金減免事業】

2020 年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学修・生活環境の変化による家計への影響に鑑み、学生とその生計維持者の経済的負担を軽減し修学の継続を支援するため、本学独自の支援策として、2020 年度全在学生の後学期授業料等を 6 万円減免した。

#### 【長野大学未来創造基金】

教育研究活動等の充実を図るため、2018 年度に長野大学未来創造基金を設置し寄附金を募集している。基金は外部委員も含む未来創造基金運営委員会を設けて運営しており、成績優秀な学生への給付奨学金である特待生制度や学生の課外活動に係る経費の補助等に使用している。

#### 3) 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた改善

2021 年度に開設した長野大学大学院総合福祉学研究科に係る 2021 年度の設置計画履行状況等調査において、社会福祉学専攻の博士前期及び後期課程について、規程に定める定年退職年齢を超える専任教員数の割合が高いこと、及び教員組織編制の将来構想を策定し、着実に実行することの改善指摘事項が付された。

これは認可時においても遵守事項として指摘されているが、大学院発足後の採用人事では、社会福祉学専攻の前期課程を担当する教員として 40 歳代前半の教員を採用し改善を図っており、今後の採用人事においても指摘を踏まえて改善に取り組む。

また、設置計画履行状況等調査終了後も教育研究の質を担保するため、早期に大学院担当教員の任用・昇任基準に関する規程等を定めた上で、現在は大学院科目を担当していない社会福祉学部に属する教員による大学院科目の担当や、前期課程のみを担当している教員による後期課程科目の担当が可能となるように、教育研究活動の活性化及び教員の業績の増加に取り組む。

これらにより、職位や年齢のバランス構成が適切な教員組織を構築し、教育研究の水準を維持する。

なお、発達支援学専攻については 2021 年度の設置計画履行状況等調査における指摘事項は無いが、設置認可（2020 年 10 月）時に予定した教員の内、1 人が 2020 年度末で、1 人が 2021 年度末で退職し、これら退職教員の担当科目については、現員や補充採用により科目適格性の認められる教員を配置し対応している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	関係事項	
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	公立大学法人長野大学情報システム運用基本方針 公立大学法人長野大学情報システム運用基本規程 公立大学法人長野大学情報システム管理体制
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	長野大学アドバイザリ制に関する申し合わせ要綱 長野大学学生支援センター規程
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	長野大学Webサイト <a href="#">障害のある学生への支援</a>
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	<a href="#">長野大学学則</a> 第47条（授業料等の納入猶予） 長野大学Webサイト <a href="#">学生納付金の納付について</a> <a href="#">特待生・奨学生制度</a> <a href="#">財務レポート</a> 学生生活ガイド 長野大学後援会会則 長野大学後援会給付奨学生に関する要綱 長野大学後援会課外活動後援費制度に関する規程 長野大学後援会就職活動支援 奨学生制度に関する要綱 長野大学後援会資格取得奨学生制度に関する要綱 長野大学未来創造基金規程 長野大学未来創造基金運営委員会要綱 <a href="#">未来創造基金パンフレット</a> 未来創造基金収支報告書
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等のは是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	<a href="#">設置計画履行状況報告書（令和3年度）</a>



## Ⅱ 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

## 1) 自己分析活動の状況

1. 組織的な情報の収集・分析活動に取り組む体制  本学においては、通常、各学部・研究科で構成される教育組織単位、大学教育センターや FD 委員会、学生支援センター等の全学センター・委員会単位で情報の収集・分析に取り組むとともに、2017 年度の公立大学法人化以降は、主として法人評価において、自己点検・評価委員会により前記の各部局で整理した情報を全学的に集約し、分析・評価を行ってきた。  このような取組をさらに進展させ、本学の教育研究活動における PDCA サイクルを確立させるため、2021 年度からは、全学的な内部質保証に関する責任を担い、推進する組織として、「自己点検・評価委員会」を明確に位置づけ、月例会議を開催するなどの取組を始動している。また法人側の「中期計画及び年度計画推進委員会」とも連携し、これらを両輪とした内部質保証と、中期計画の円滑な実施を進めることとしている。  2. 具体的な取組事例  No. 1 は、内部質保証の基礎的要素となる各教員の教育研究水準の向上活動をベースにして、組織的に情報共有・分析に取り組む事例である。学生による「授業アンケート」に基づく各教員の授業水準の点検と改善に向けた計画立案を報告書でまとめ、学部単位で行う「授業改善検討会」、全学的な「教育実践交流広場」で情報共有や分析・改善にむけた取組を進めている。	No. 2 は、部局ごとに実施する学生アンケート調査結果等の情報の共有化と分析活動事例である。こうした自己分析に基づき、学生が「自己成長」を楽しむことができるような支援体制の拡充を図っている。  No. 3 は、社会福祉学部での取組事例であり、学部の主要科目的教育の質を高めるとともに、組織的に総合化し、さらに学生サポート体制を充実させることにより、社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験につなげている。合格者や合格率がひとつの分析指標となるが、常にトップクラスの合格率として結実させている。  No. 4 は、教員の研究水準の向上を目指す組織的な取組事例である。各教員には毎年度の研究に PDCA を利かせるための研究計画書の作成を課するとともに、その計画実現を図るために、科研費等の競争的外部資金の獲得のための情報収集・分析、全学的な支援に取り組んでいる。  No. 5 は、大学 4 年間における学修成果を把握するための取組事例である。毎年、卒業生を対象にしたアンケート調査を実施するとともに、採用先が求める人材像や卒業生の能力の客観的評価を継続的に得るため、企業や医療・福祉法人へのアンケート調査を行い、教育内容の効果と課題を分析している。これらの分析を踏まえて、より実践的・専門的な能力を身に付ける機会として、福祉、観光、金融、産業等の分野で寄附講座や企業との協定に基づく演習といった教育改革を進めている。
--	---

## 2) 自己分析活動の取組み（目次）※学習成果に関する分析の取組み等を 1 つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	「授業アンケート」及び「教育実践交流広場」等による教育の質向上の取組【学習成果】	37
2	学習環境に関するアンケート調査、キャンパスミーティング等に基づく学生支援	38
3	国家試験・資格試験等における学習支援【学習成果】	39
4	教員の研究推進及び外部資金獲得に向けた取組	40
5	卒業生の評価・学生採用先事業所への意向調査に基づく学修確認とカリキュラム改革【学習成果】	41

### 3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	「授業アンケート」及び「教育実践交流広場」等による教育の質向上の取組【学習成果】												
分析の背景	<p>FD 委員会が中心となって「授業アンケート」を実施し、授業改善に向けた取組を実施している。授業アンケートは授業期間中におこなわれ(Check)、授業後半で改善策(Action)を講ずるとともに、今後の対応策について報告書として全学で共有し、さらには学部ごとに「授業改善検討会」を開催するなど(Plan)、次期の授業実践(Do)につなげるPDCAサイクルを組み立てている。</p> <p>また、教員による授業改善の取組を全学的に共有する「教育実践交流広場」を年間複数回開催するなど、教育の質的向上に努めている。</p>												
分析の内容	<p><b>1. 授業アンケートをとおした授業改善の取組</b></p> <p>「授業アンケート」は、全講義科目（演習・実習・ゼミは実施対象外）を対象に、記述式・Web回答方式で行う。単なる授業の評価ではなく、学生が主体的に学習できたか、成果があがったかを問う内容としている。また、授業全体をふりかえり、アンケートで寄せられた学生の意見と対応策について「授業アンケート報告書」としてとりまとめ、「授業改善検討会」や「教育実践交流広場」で報告することで共有し、学生にも公開している。さらに、これらの対応策については、全講義科目的シラバスに「授業アンケート結果を踏まえた授業改善内容」の項目を設けて明記し、学生に周知している。また、授業アンケートとは別に学生有志とともに「学生FD懇談会」を開催し、授業運営に対する意見を把握するとともに、学生からの意見に対する教員の授業改善の方針について「教育実践交流広場」で共有し、授業の質の向上に努めている。</p> <p>このように、本学では、これらの一連の取組をPDCAサイクルとして構築し、総合的な授業改善を行っている。今後、より授業評価内容を把握し傾向分析ができるように、アンケート結果の可視化・数値化ができる手法について検討を重ねていく予定である。</p> <p><b>2. 教育実践交流広場等の開催による全学的な教育の質的向上の取組</b></p> <p>FD 委員会が中心になり、教養教育、専門教育さらには本学の特徴的な教育である地域協働型教育の質的向上を図るために、実験的・挑戦的に各学部の教員が取り組む授業プログラムや手法を報告する「教育実践交流広場」を年間複数回開催し、教員の経験交流をおこなっている。特に近年では、コロナ禍におけるオンライン教育のあり方を主題としながら、ポスト・コロナの教育実践についての意見交換を重ねている。また、外部講師を招聘した「FD研修会」を全教職員対象に年1回開催し、今日的な教育課題についての知見を深めている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>教育実践交流広場で取り上げた主なテーマ</th> <th>開催回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019</td> <td>授業アンケートを用いた教育改革、アクティブラーニング</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>オンライン講義による授業実践、地域協働型教育、教養教育改革 等</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>教養教育改革、ポスト・コロナの教育実践、産学連携と文理融合型教育 等</td> <td>6回</td> </tr> </tbody> </table>	年度	教育実践交流広場で取り上げた主なテーマ	開催回数	2019	授業アンケートを用いた教育改革、アクティブラーニング	2回	2020	オンライン講義による授業実践、地域協働型教育、教養教育改革 等	7回	2021	教養教育改革、ポスト・コロナの教育実践、産学連携と文理融合型教育 等	6回
年度	教育実践交流広場で取り上げた主なテーマ	開催回数											
2019	授業アンケートを用いた教育改革、アクティブラーニング	2回											
2020	オンライン講義による授業実践、地域協働型教育、教養教育改革 等	7回											
2021	教養教育改革、ポスト・コロナの教育実践、産学連携と文理融合型教育 等	6回											
自己評価	<p>授業アンケートの実施手法については、FD委員会が中心になって、全学的な議論と試行錯誤を積み重ねながら作り上げてきた。近年では、PDCAサイクルをよりスピーディーに、かつ多層的に回すこと目的として、学期中半の調査実施やWeb記入方式に変更し、アンケートを踏まえた授業改善結果を後半の授業に反映できるようにした。これらの取組により、上記のとおり、授業改善に向けたPDCAサイクルを確立することができた。また、教育実践交流広場においては、コロナ禍における危機感からも、非常勤講師を含む多くの教職員が参加し、教育の質向上に向けた意識・ノウハウ共有の場として機能している。</p> <p>一方授業アンケートについては、記入方式の変更による回収率低下、可視化・数値化への対応などの課題がある。また、授業アンケートに加え、学生の生の声を多面的に聞き取る仕組みの構築が課題である。</p>												
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年度前学期授業アンケート依頼文</li> <li>・2021年度授業アンケート報告書</li> <li>・2021年度前学期授業改善検討会報告書</li> <li>・2021年度学生FD懇談会報告書</li> <li>・長野大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程</li> <li>・教育実践交流広場実施状況(2017~2021)</li> <li>・2021年度全学FD活動のふりかえり</li> <li>・FD研修会開催状況(2017~2021)</li> <li>・シラバス</li> </ul>												

タイトル (No. 2)	学習環境に関するアンケート調査、キャンパスミーティング等に基づく学生支援
分析の背景	<p>学長企画室が実施主体となって、新2年生を対象に、「学習環境に関するアンケート調査」を実施している。学生が抱える学習上の課題や、授業に関する不満等を抽出・分析し、学長、副学長、学部長、各センターが共有することにより、組織として環境整備や授業改善、支援につなげていく目的に行っている。また毎年2回、学生と教職員との懇談の場であるキャンパスミーティングを開催し、有効な教育を行うまでの課題とその改善の方向を学生と教職員が共有するとともに、その後の改善の結果を相互に確認する機会としている。</p>
分析の内容	<p>1. 「学習環境に関するアンケート調査」結果の集計・分析に基づき、学内の学習環境やカリキュラム改善につなげるとともに、その効果点検等を行っている。事例を以下に示す。</p> <p>○学内の情報通信（Wi-Fi）環境の改善</p> <p>2020年度の調査において、学内の学習環境の中で、インターネット環境の満足度が著しく低いことが明らかとなった。この結果に基づき、2021年度において、学内のWi-Fi環境調査と改善工事をおこない、通信障害はほぼ改善された。</p> <p>○英語のカリキュラムの改善</p> <p>本調査において、他の教養科目（中国語等の他の語学科目を含む）や専門教育科目に比較して、英語の満足度が低いことが明らかとなった。これに基づき、大学教育センター、教養教育推進室で改善策を検討し、2019年度に英語のカリキュラムの見直しを実施した。具体的には、「読む」「書く」「聞く」「話す」の4技能を強化する科目構成に改めるとともに、eラーニング（アルク）を導入し、自立的に学習可能な環境を整備した。</p> <p>英語については、2021年度の調査においても十分な満足度が得られていないため、2021年度より「外国語教育専門委員会」を設置し、組織的に継続的な授業改善を進行中である。また、2022年度の英語教員採用の選考に当たっては、国際公募を行う等により英語教育の改革を牽引できる教員を採用した。</p> <p>2. キャンパスミーティング（学生支援センター・学生自治会共催）により、学生と教職員が学内生活環境に関して課題と方向性を共有し、改善を図っている例を以下に示す。なお、キャンパスミーティングにおいては、執行部（学長・副学長・学部長・大学教育センター長）が出席し、前回の課題の振り返りとそれに対する改善策の実施状況を学生と確認・共有するなど、PDCAサイクルを意識した運営を行っている。</p> <p>○音楽系サークルの練習室の柔軟な確保</p> <p>○上記学内通信（Wi-Fi）環境の改善</p> <p>○マイノリティ（多様な性）に対応した生活環境整備（トイレ等）</p> <p>3. 学生支援センターでは、2年に1度、在学生全員を対象とした「学生生活実態調査」を実施し、その結果を教職員で共有し、各担当センター等での学生支援の取組に活かしている。</p>
自己評価	<p>「学習環境に関するアンケート調査」は、学内の学習環境や学生生活の状況を時系列に分析し、組織的に課題や必要な取組、効果を共有・実行する重要なツールとなっている。ただし近年、学生の心身の状況や経済環境等は多様化し、必要となる支援や環境整備もダイバーシティを意識した柔軟かつ多様な対応が求められるようになっており、アンケートの内容やキャンパスミーティングの運営方法についても、アップデートが求められる。</p> <p>なお、上記に事例としてあげた、大学における情報環境や英語のカリキュラムの改善については、効果検証を継続的に行って、課題があれば更なる対策を行っていく必要があると認識している。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習環境に関する学生アンケート調査 2021 サマリーレポート</li> <li>・キャンパスミーティング開催議事録</li> <li>・学生生活実態調査レポート</li> </ul>

タイトル (No. 3)	国家試験・資格試験等における学習支援【学習成果】
分析の背景	<p>社会福祉学部の3コースのひとつに社会福祉コースがあり、社会福祉士養成課程及び精神保健福祉士養成課程を設置している。これらの課程を履修する学生は、学部全体の2/3程度と中心的な位置づけにある。全国平均を上回る国家試験合格率を目標に定めるとともに、社会福祉の基本知識習得をフォローする学習支援をねらいとしており、支援体制・支援内容等の効果を高めるため、小テスト等で効果分析を行なながら改善を図っている。</p>
分析の内容	<p><b>1. 学部教育と社会福祉士・精神保健福祉士養成課程</b>      社会福祉士・精神保健福祉士は、所定の講義・演習・実習を履修することを通じて、受験資格を得ることができる。以前は社会福祉士・精神保健福祉士を取得して、現場のソーシャルワーカーを目指す学生が多かった。しかし、近年は自治体での専門職採用になる者も多く、社会福祉学部としては、政策を作る側の人材養成も視野に入れながら、受験資格の周辺の科目、例えば卒業論文の履修推奨などを通じて広い視野を持ったソーシャルワーカーの養成に力点を置いている。したがって、単に資格のある人材養成ではなく、「学士課程卒業者にふさわしい有資格のソーシャルワーカー育成」を目指している。</p> <p><b>2. 合格率の向上に向けて</b>      専門職における合格率はおよそ、医師・看護師は90%、作業療法士・理学療法士は80%、公認心理師・精神保健福祉士は60%、社会福祉士は30%となっている。現在は合格率向上のための支援を大学として行っているが、こういった支援が十分でなかった時期(～2008年頃)の本学の新卒合格率は、全国の新卒平均合格率に届いていなかった。</p> <p>例年の傾向として、すべての受験科目の基礎的知識の網羅と熟知が本学学生の課題であることがわかった。この課題に対応するため、以下の取組を行ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①専任教員による前学期・後学期での国家試験対策講座の実施</li> <li>②学外の国家試験対策講座の実施</li> <li>③月1回程度の定期的な模擬試験の実施</li> <li>④2週間ごとの小テストの実施</li> <li>⑤教員からの学生への模擬試験結果に基づく助言・指導</li> </ul> <p>上記①、②を通じて、全ての科目的基本的な内容を網羅し、学生に熟知させることを積み重ねた。また、上記③、④により、実際の試験本番の緊張感のもとで、解答の時間配分を体得させるなどの支援を行っている。</p> <p><b>3. 受験支援の結果として</b>      上記のような対策を実施した結果、グラフ1の通り、毎年70%以上の合格率を打ち出し(社会福祉士196校中22位、精神保健福祉士92校中12位／受験者数10人以上)、受験者数10人未満が多い公立大学のなかで、本学は70人以上の受験生を持つ大学において第1位を示している状況である(2020年度)。</p>
自己評価	<p>単なる教員による試験対策指導ではなく、ゼミ(グループワーク)形式で実施することにより、学生相互に助け合いながら、主体的に学習が進んでいる。またこうした教育により、ディプロマ・ポリシーをしっかりと意識しながら、前述したように他の専門教育科目や卒業論文と関係づけた教育の提供につながっている。</p> <p>なお、社会福祉学部の課程の中で行われているため、キャリアサポートセンター運営委員会等で全学的な共有がされているが、教育の仕組みや成果を全学に波及させていくことが今後の課題となる。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第23回精神保健福祉士合格率学校別</li> <li>・第33回社会福祉士合格率学校別</li> <li>・2021年度社会福祉士・精神保健福祉士国家試験対策年間スケジュール</li> </ul>

タイトル (No. 4)	教員の研究推進及び外部資金獲得に向けた取組																												
分析の背景	<p>中期計画に掲げている(1)研究水準の向上・活性化、(2)研究体制の強化、(3)教員資質向上を達成するため、研究助成金や外部資金の申請件数の動向、その獲得に当たっての問題点などの分析を毎年実施している。この分析に基づき、外部の専門家による支援や学内支援体制の充実に取り組んでいる。</p> <p>また、このような取組の効果をさらに検証するといった分析活動を継続している。</p>																												
分析の内容	<p><b>1. 長野大学研究助成金制度の充実</b> 長野大学研究助成金を学長の裁量経費に位置づけ、学長のイニシアティブのもとで共同研究を推進する体制を整えるとともに、「準備研究部門」「地域・社会貢献研究部門」を設ける等制度の充実に取り組んでいる。</p> <p><b>2. 制度の効果の検証と研究力量の研鑽機会の拡充</b> 上記の制度による長野大学研究助成金申請件数の推移分析や、教員の研究業績の把握に努めた。また研究成果の紀要等への発表促進、Researchmapによる研究者情報の公表、教員の研究力量の相互研鑽の場としての「研究交流広場」の定期的開催（2021年度年3回）、学内研究会の実施などに取り組んだ。</p> <p>【長野大学研究助成金の申請件数の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2017 年度</th> <th>2018 年度</th> <th>2019 年度</th> <th>2020 年度</th> <th>2021 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 件</td> <td>12 件</td> <td>14 件</td> <td>14 件</td> <td>11 件</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3. 「科学研究費補助金」等競争的外部資金申請・獲得のための支援制度の拡充</b> 長野大学研究助成金に基づく研究や、個人研究費による研究を活かし、さらに研究を発展させ有効な研究成果を出せるように、競争的外部資金申請・獲得に向けた支援制度の拡充を図った。具体的には科学研究費補助金にかかる専門家による勉強会を開催し、希望する教員に対して個別面談、申請書添削の支援を実施した。</p> <p>【科学研究費補助金等競争的外部資金申請件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2017 年度</th> <th>2018 年度</th> <th>2019 年度</th> <th>2020 年度</th> <th>2021 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>16 件(12 件)</td> <td>25 件(18 件)</td> <td>33 件(18 件)</td> <td>32 件(21 件)</td> <td>32 件(28 件)</td> </tr> <tr> <td>申請率</td> <td>28.6%</td> <td>42.3%</td> <td>55.9%</td> <td>54.2%</td> <td>50.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () は科研費。申請率は申請した教員数／全教員数</p> <p>また、外部資金獲得者に対するインセンティブとして、間接経費の50%を個人研究費に加算する制度も構築している。</p> <p><b>4. その他教員の資質向上に関する取組</b> 公的研究費の管理・監査のガイドラインに係るコンプライアンスの徹底を図るために、専門家によるコンプライアンス・研究倫理研修会を継続的に開催している。さらに、継続的な研究業績の積み上げを図るため、各教員は毎年、前年度研究計画に基づく研究成果に対する自己評価を行い、研究計画書に反映させている。</p>	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	9 件	12 件	14 件	14 件	11 件	年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	件数	16 件(12 件)	25 件(18 件)	33 件(18 件)	32 件(21 件)	32 件(28 件)	申請率	28.6%	42.3%	55.9%	54.2%	50.8%
2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度																									
9 件	12 件	14 件	14 件	11 件																									
年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度																								
件数	16 件(12 件)	25 件(18 件)	33 件(18 件)	32 件(21 件)	32 件(28 件)																								
申請率	28.6%	42.3%	55.9%	54.2%	50.8%																								
自己評価	<p>科学研究費補助金等競争的外部資金申請件数、採択件数は確実に増加しており、教員の研究意欲は高まっている。2021年度の科研費採択者6人のうち、4人が長野大学研究助成金「準備研究部門」を活用しており、長野大学研究助成金制度が外部資金への申請件数、採択件数の増加につながっている。</p> <p>このように研究推進にかかるPDCAサイクルは一定の効果をあげていると考えられるが、今後は地域との共同研究や、地域振興に結実する研究の拡充、より社会的・公益的な意義のある研究成果の発出が課題となる。</p>																												
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野大学研究助成金に関する要綱</li> <li>・長野大学研究助成金申請者一覧（2019～2021）</li> <li>・学内研究会実施報告（2019～2021）</li> <li>・研究交流広場報告者一覧（2019～2021）</li> <li>・個人研究費研究計画書（様式）</li> </ul>																												

タイトル (No. 5)	卒業生の評価・学生採用先事業所への意向調査に基づく学修確認とカリキュラム改革【学習成果】																																																																						
分析の背景	学生支援センターでは、大学4年間における学修成果を把握するため、毎年卒業生を対象にしたアンケート調査を実施している。またキャリアサポートセンターでは、本学の学位を取得した学生の学修成果を客観的に把握するとともに、学生採用先が求める人材像を明らかにするため、企業や医療・福祉法人へのアンケート調査や懇談を実施している。この結果については、各学部及び大学教育センターで共有し、カリキュラム改革につなげている。																																																																						
分析の内容	<p><b>1. 卒業生へのアンケート調査に基づく分析</b></p> <p>卒業時に卒業生を対象にアンケート調査を実施し、各学部のディプロマ・ポリシーの到達度や、教養・専門・ゼミナール等の満足度、大学生活における学習への向き合い方等を分析した。</p> <p>■身につけることができた能力（複数回答可）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>社会福祉学部卒業生</th><th>2020</th><th>2021</th><th>環境ツーリズム学部卒業生</th><th>2020</th><th>2021</th><th>企業情報学部卒業生</th><th>2020</th><th>2021</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①人と福祉に関する基礎知識</td><td>87%</td><td>80%</td><td>①地域課題解決力</td><td>53%</td><td>45%</td><td>①問題解決能力</td><td>49%</td><td>75%</td></tr> <tr> <td>②福祉人材に必要な専門知識</td><td>54%</td><td>47%</td><td>②多様な分野の専門知識</td><td>44%</td><td>48%</td><td>②複数分野の専門知識</td><td>54%</td><td>34%</td></tr> <tr> <td>③福祉人材に必要な実践力</td><td>33%</td><td>19%</td><td>③人格形成のための教養</td><td>40%</td><td>51%</td><td>③職業人に必要な能力</td><td>23%</td><td>17%</td></tr> <tr> <td>④地域課題分析能力等貢献力</td><td>38%</td><td>20%</td><td>④その他</td><td>3%</td><td>5%</td><td>④その他</td><td>0%</td><td>3%</td></tr> <tr> <td>⑤その他</td><td>2%</td><td>6%</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>上記2020年度、21年度の卒業生の回答を見ると、ディプロマ・ポリシーに沿った専門知識②の習得については3学部とも5割程度の学生が達成したと回答しているが、今後も専門教育の方法論を逐次見直し効果を検証していく必要性を分析した。なお社会福祉学部では①人と福祉に関する基礎知識の習得が8割に達するなど効果をあげている。一方、社会福祉学部、環境ツーリズム学部において、それぞれ福祉人材に必要な実践力、地域課題解決力が身についたとする回答が低率に留まっており、地域協働型学習の方法論の見直し等、実践力養成を図っていく教育方法の検討が必要な状況を明らかにした。一方企業情報学部については、職業人に必要な能力に関して低率にとどまっており、今後の課題として設定した。</p> <p><b>2. 学生採用先に対するアンケート調査や懇談会に基づく分析</b></p> <p>毎年3~4年生を対象に開催する業界・仕事研究セミナーにおいて、参加企業を対象に求める人材像に関するアンケート調査や懇談会を実施し、その結果「幅広い教養を身につけた人材」「論理的思考ができ課題発見能力を備えた人材」「事業・経営のマネジメントができる人材」が必要とされることを分析した。</p> <p>また2020年には、長野大学卒業生を採用した一般企業や医療・福祉法人を対象に長野大学学生の評価や、求める人材像をアンケート調査により明らかにし、上記と同様な結果を得た。</p> <p>■長野大学卒業生を採用した事業所が考える長野大学生の評価と必要な人材像</p> <p>〔依頼先〕186事業所〔回答数〕111事業所〔本学の卒業生を評価している事業所比率〕87.4%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人材像</th><th>一般企業</th><th>医療・福祉法人</th><th rowspan="5">人材像の選択項目から重要視する項目を複数選択する調査。一般企業、医療・福祉法人それぞれについて上位3位を集計した結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>論理的思考ができ課題発見能力を備えた人材</td><td>57</td><td>24</td></tr> <tr> <td>幅広い教養を身につけた人材</td><td>44</td><td>18</td></tr> <tr> <td>事業・経営のマネジメントができる人材</td><td>24</td><td></td></tr> <tr> <td>高度な専門的知識を身につけた人材</td><td></td><td>20</td></tr> </tbody> </table> <p><b>3. 上記分析に基づくカリキュラム改革の推進</b></p> <p>これらの分析に基づき、幅広い教養を身につけるための「教養教育改革」（基準3No.1に詳細を記載）、高度な専門的知識を身につけるための以下のようない実践的専門教育科目（各種寄附講座）を開設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県や上田市と連携した「自治体福祉行政実務論」「障がい者スポーツ指導」</li> <li>・長野県観光部、観光庁、先進的な企業の協力による「先進的な観光地経営を学ぶ講座」</li> <li>・日本銀行長野事務所と連携した「金融を学ぶ講座～職業観養成」</li> </ul>	社会福祉学部卒業生	2020	2021	環境ツーリズム学部卒業生	2020	2021	企業情報学部卒業生	2020	2021	①人と福祉に関する基礎知識	87%	80%	①地域課題解決力	53%	45%	①問題解決能力	49%	75%	②福祉人材に必要な専門知識	54%	47%	②多様な分野の専門知識	44%	48%	②複数分野の専門知識	54%	34%	③福祉人材に必要な実践力	33%	19%	③人格形成のための教養	40%	51%	③職業人に必要な能力	23%	17%	④地域課題分析能力等貢献力	38%	20%	④その他	3%	5%	④その他	0%	3%	⑤その他	2%	6%							人材像	一般企業	医療・福祉法人	人材像の選択項目から重要視する項目を複数選択する調査。一般企業、医療・福祉法人それぞれについて上位3位を集計した結果	論理的思考ができ課題発見能力を備えた人材	57	24	幅広い教養を身につけた人材	44	18	事業・経営のマネジメントができる人材	24		高度な専門的知識を身につけた人材		20
社会福祉学部卒業生	2020	2021	環境ツーリズム学部卒業生	2020	2021	企業情報学部卒業生	2020	2021																																																															
①人と福祉に関する基礎知識	87%	80%	①地域課題解決力	53%	45%	①問題解決能力	49%	75%																																																															
②福祉人材に必要な専門知識	54%	47%	②多様な分野の専門知識	44%	48%	②複数分野の専門知識	54%	34%																																																															
③福祉人材に必要な実践力	33%	19%	③人格形成のための教養	40%	51%	③職業人に必要な能力	23%	17%																																																															
④地域課題分析能力等貢献力	38%	20%	④その他	3%	5%	④その他	0%	3%																																																															
⑤その他	2%	6%																																																																					
人材像	一般企業	医療・福祉法人	人材像の選択項目から重要視する項目を複数選択する調査。一般企業、医療・福祉法人それぞれについて上位3位を集計した結果																																																																				
論理的思考ができ課題発見能力を備えた人材	57	24																																																																					
幅広い教養を身につけた人材	44	18																																																																					
事業・経営のマネジメントができる人材	24																																																																						
高度な専門的知識を身につけた人材		20																																																																					
自己評価	卒業生の自己評価や採用先の客観評価をみても、それぞれの学部のディプロマ・ポリシーに沿った学修が一定程度できていることが確認されたが、より専門的、実践的能力の養成、幅広い教養学修等課題も少なくない。それを踏まえて、カリキュラム改革を進めつつある。																																																																						
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年度卒業生アンケート調査結果</li> <li>・業界・仕事研究セミナー参加企業へのアンケート調査結果</li> <li>・長野大学卒業生の在職確認及びアンケート調査結果</li> <li>・寄附講座一覧</li> </ul>																																																																						



### Ⅲ 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

## 1) 特色ある教育研究の状況

本学では、建学以来、地域社会との密接な結びつきにより、地域に貢献する学術研究の展開を目指しており、学校法人（私学）時代では、地域貢献度ランキング（日本経済新聞社が調査・公表）で常に上位を占めるに至っていた。また2017年度の公立大学法人化等を踏まえ、上田地域をはじめ、人口減少や高齢化の課題を抱える地域を支える人材となる意識・意欲の高い学生を受け入れ、自立自走できる地域経営を担う人材としてしっかりと育てて、企業・組織のリーダーや地域社会の中核的人材として送り出す必要性が一層明確になった。

このような責務を果たすため、本学は地域住民及び自治体と手を携えながら、学生を地域から受け入れ送り出す「地域人材の循環システム」と、地域の様々な領域で発生する課題を地域住民組織、地域企業、自治体と協働しながら解決する「地域課題の解決システム」の両輪の構築を目指している。

教育の3つの柱である「教養教育」「専門教育」「地域協働型教育」において、広い社会的視野の涵養をはかる全学共通の教養教育を軸とし、上田地域及びそこで発生している地域課題を対象とした現場重視、PBLを取り入れた専門教育や地域協働型教育に展開するとともに、地域課題解決に結びつくような実践的な研究を組み合わせた、教育研究を推進している。

こうした取組の中から、ここでは本学における5つの特色ある教育研究の取組を紹介する。

No. 1は、「論理と思考」「地域と世界」「歴史と未来」「身体と感性」「外国語」といった科目群で構成される全学共通の教養教育への改革である。「地域と世界」においては、主体的かつ調和的に地域・社会を理解することができるようになることを到達目標のひとつとし、信州上田学等の特徴ある授業を開講している。

No. 2は、教職課程の質保証に組織的に取り組む教職センターによる事例である。大学での座学による科目の学びと、学校現場でのボランティア体験との往還的な学習により、教育効果を高めている。

No. 3は、専門ゼミやプロジェクト研究等を通じた、地域課題解決をテーマにしたPBLの取組事例である。各学部の特徴を活かして、まちづくり組織や観光事業者、メーカー等の企業、行政と連携した、実践的な教育研究を展開している。

No. 4は、2019年の台風19号災害復旧支援関連の地域協働学習、学生の自発的な地域貢献の取組事例である。水害等の被災に対する復興支援活動にはじまり、被災地での「菜の花」植栽、泥まみれになった写真の洗浄、上田電鉄別所線の存続支援等の活動を外部団体と連携しながら、大学が組織的に取り組んだり、学生の自発的な活動を支援した。

No. 5は、上田市が市の中心市街地に設置した「まちなかキャンパスうえだ」を活用し、地域住民や企業、行政、NPO等と協働で地域課題を発見し、解決する教育研究の取組事例である。

## 2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	教養教育改革	45
2	地域と協働した実践的指導力を備えた教員養成の取組	46
3	地域課題解決をテーマにしたプロジェクトベース・ラーニング（地域協働学習）	47
4	東日本台風の被災地支援等を通じた、学生の自発的な地域貢献・協働学習の取組	48
5	まちなかキャンパスうえだの活用	49

### 3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	教養教育改革						
取組の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>教養教育に係る全学共通の理念・定義に基づく新たな科目群の展開</li> <li>教育実践交流広場における全学的な教養教育改革に係る議論の展開</li> <li>教養教育に係る議論の蓄積を全学的に共有する「教養教育通信」の発行</li> </ol>						
取組の成果	<p><b>1. 教養教育に係る全学共通の理念・定義に基づく新たな科目群の展開</b></p> <p>2019 年度から 2020 年度にかけて教養教育推進室を中心に公立大学としての全学的な教養教育の在り方について精力的な議論を展開し、教養教育の理念・定義を設定した。全学共通となる教養教育の基盤を整備し、2021 年度より別添資料の通り新たな科目群を展開している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>教養教育改革の問題意識とねらい</li> </ol> <p>長野大学の教育の特徴は 3 学部それぞれにおける専門的な学びである。その一方で、長野大学全体としての学びの在り方がどういうものであるのかについてはこれまで十分に議論が進められてきていたなかった。このような問題意識のもとで、全学的に展開される長野大学としての学びの在り方がどういうものであるのかを追究することを、教養教育改革のねらいに定めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>教養教育改革の方針</li> </ol> <p>公設民営大学として誕生し創立 50 年を超えるこれまでの本学の伝統をふまえつつ、かつ不断の教育改革を進めていくために、教養教育改革の方針として「建学の理念」及び「大学憲章」における「全人的人間形成」を常に意識し、教養教育の理念・定義・科目群を設定した。</p> <p><b>2. 教育実践交流広場における全学的な教養教育改革に係る議論の展開</b></p> <p>教養教育改革に係る全学的な議論を、FD の一環として長野大学の教育の現状把握や改革の方向性について自由闊達に議論ができる言論空間としての「教育実践交流広場」において精力的に展開し、そこに教養・専門担当者が専任・非常勤の別なく参加した。</p> <p>【2021 年度教育実践交流広場の参加者数】</p> <table border="1"> <tr> <td>第二回 (7/7)</td> <td>第四回 (9/22)</td> <td>第五回 (12/22)</td> </tr> <tr> <td>45 (5) 人</td> <td>43 (6) 人</td> <td>33 (5) 人</td> </tr> </table> <p>( ) 内の人数は非常勤講師</p> <p>第二回では、それまでの長野大学の教養教育改革の問題意識やねらい、改革の軌跡を確認した。第四回では、学生にとってのより良い教育とは何かという視点から教養教育改革の在るべき方向性を議論した。第五回では、それまでの議論を踏まえて、教養教育の新科目群から改革を先行して進めているいくつかの授業の改革実践について紹介がなされ、活発な議論が展開された。</p> <p><b>3. 教養教育に係る議論の蓄積を全学的に共有する「教養教育通信」の発行</b></p> <p>また 2020 年度から 2021 年度にかけて教養教育推進室で議論した内容や、「教育実践交流広場」での教養教育改革に係る議論をまとめた「教養教育通信」を四回発行し、教養教育改革に係る議論の概略を全学的に周知することを通して、教養教育改革の全学的な機運の醸成に努めた。</p>	第二回 (7/7)	第四回 (9/22)	第五回 (12/22)	45 (5) 人	43 (6) 人	33 (5) 人
第二回 (7/7)	第四回 (9/22)	第五回 (12/22)					
45 (5) 人	43 (6) 人	33 (5) 人					
自己評価	<ol style="list-style-type: none"> <li>教養教育における全学共通の理念・定義・科目群が設定されたことで、教養教育について全学的な議論を展開することが可能になった。</li> <li>教育実践交流広場における全学的な議論の展開によって、多様な意見を踏まえた教養教育改革についての全学的な意識の共有と、改革機運の醸成が図られた。</li> <li>「教養教育通信」の発行によって教養教育に係る議論の推移について全学的な共有が図られた。これらを通じて全学的な教養教育の推進が図られた。今後は学外に向けて本学の教養教育改革についての周知を積極的に行っていき、学外者との連携・協働についても模索していく必要がある。</li> </ol>						
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>教養教育の理念、教養の定義、ならびに新しい教養教育の科目群</li> <li>教育実践交流広場報告資料</li> <li>「教養教育推進室通信」(Vol. 4)</li> </ul>						

タイトル (No. 2)	地域と協働した実践的指導力を備えた教員養成の取組
取組の概要	<p>長野大学教職課程では、建学の理念や大学憲章に基づいて「自ら学ぶことを通して生徒の学びを支援し、科学的知見及び幅広い社会的視野に根差した教養を身につけ、地域社会やひととの生活にもまなざしを向けられる教員を養成する」ことを理念として掲げ、低学年次から継続的な学校現場での体験活動を通じて、実践的指導力のある教員養成に努めている。また、全学的な教員養成カリキュラムの質保証を行うという観点から、2020年度より全学的な組織として教職センターを立ち上げた。長野大学が立地する長野県上小校長会と連携し、学生を地域の学校に派遣するとともに、学びの連続性・体系化の観点から、低学年次のサービス・ラーニングから教育実習まで地域と協働した指導体制作りに努めている。</p>
取組の成果	<p><b>1. 取組の詳細</b> 長野大学教職課程では、かねてよりボランティア活動を推奨してきた。2017年度からは、「サービス・ラーニング」として学校体験で学んだことを大学に持ち帰り、振り返り（省察）を実施すること、大学の教員と受入校が連携をとり可能な限り学生の様子を共有すること、大学における正課／正課外活動とリンクさせることにより、内容の充実化を図ってきた。活動の成果については、活動報告書にまとめるに加えて、年度末に実施している教職課程研究報告会においてポスター発表を積極的に行うように周知している。2020年度には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりサービス・ラーニング／ボランティア活動が困難な状況に直面したものの、むしろこれまでの実績を基に大学・学校現場との連携を昇華し、上小校長会と教職センターが協働して学生の配属先を決定する体制を整えた。教育実習についても、上田市教育委員会と連携し、本学の実習生を受け入れてもらっている。2021年度には、学びの体系化の観点から、学校体験活動Ⅰ・Ⅱを講義科目として新設するとともに、新たに東御市教育委員会（子ども・家庭支援準備室）とも連携し、学校現場での活動の充実に努めている。</p> <p><b>2. 取組の特徴</b> 学校現場を知り幼児児童生徒との交流を目的とした「学校体験活動Ⅰ」、長期にわたり目的意識を持ち、省察を行なながら学校現場に入る「学校体験活動Ⅱ」を通じて、実践的指導力の育成や教師としての自覚や責任感の醸成を図っている。また、学校体験活動やサービス・ラーニングを通して本学学生の様子を派遣先の学校に知ってもらうことで、教育実習へつなげる意図がある。2017年度のサービス・ラーニング開始以降、教育実習へつながったケースが複数ある。</p> <p><b>3. 取組の成果</b>        • 教育実習先の確保（サービス・ラーニングを通じた教育実習）：2018年度1人、2019年度2人、2020年度5人、2021年度2人        • 教職課程研究報告会ポスター発表：2018年度14件、2019年度18件、2021年度18件        ※2020年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大のためポスター発表中止</p> <p style="text-align: center;">学校体験活動／サービス・ラーニング等連携体制 (点線は現在の課題)</p>
自己評価	<p>サービス・ラーニングについては学校現場からの学生に対する評価は高く、教育実習へつながるケースもあり、現在でも学生の希望を上回る現場からの要請がある。一方で、地域的な特性上自家用車での移動を要する学校が多く、学生の希望する学校に偏りがあること、時間割の調整が十分出来ず参加を希望しても実施できない学生がいること、大学と学校の連携が十分とれないケースがあることが課題としてあげられる。時間割については、教育の基礎的理解に関する科目や道徳・総合等に関する科目等教職センターで調整できる科目の体系化・時間割の見直しを行い、教員・学生の時間確保に努めている。また、大学と学校の連携については校長会とのより密接な連携を目指しているほか、大学・教育委員会と協働して実施している授業研修等を通じて学生派遣や学生の状況確認をするなど、学生の教師としての力量形成につなげられるような連携について模索しているところである。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>長野大学教職センター規程</li> <li>長野大学教職センターHP</li> <li>山浦和彦, 早坂淳, 丹野傑史「<a href="#">長野大学教職課程におけるサービス・ラーニングの実際と成果・課題：地域活動の振り返りの形態に着目して</a>」『長野大学地域共生福祉論集』14、2020、pp. 8-22.</li> <li>山浦和彦, 丹野傑史「<a href="#">サービス・ラーニングを通じた学生の学びと変容およびその課題－長野大学での取り組み－</a>」『長野大学地域共生福祉論集』13、2019、pp. 26-36.</li> </ul>

タイトル (No. 3)	地域課題解決をテーマにしたプロジェクトベース・ラーニング（地域協働学習）
取組の概要	<p>本学では「地域社会との密接な結びつきにより、学問理論の生活化をめざす」を建学の理念のひとつに掲げており、これらに基づき、公立化後の大学像として「地域課題解決システム」と「地域人材育成システム」を両輪とする「地域を支える人材育成」を標榜している。このシステムの中心となるのが、大学周辺の地域社会を舞台にして、過疎化・高齢化等がもたらす実際の課題をテーマに地域の住民組織や事業者、行政等と連携・協働して課題解決に取り組むプロジェクトベース・ラーニング(PBL)である。</p> <p>具体的には3学部のゼミナール等演習科目や、全学共通の教養科目である「信州上田学」及びその発展形である「地域協働活動」において、こうした実践的な学習を通して学生の教育=人材育成と、地域課題の解決支援に取り組んでいる。なおこれらの地域協働学習に関する一元的な情報収集や各ゼミとの橋渡し、課題解決研究、ゼミナールや演習科目の支援等は「地域づくり総合センター」が担っている。</p>
取組の成果	<p>【社会福祉学部】では、教育目標として「人々の福祉の向上に寄与できる職業人の育成」を掲げ、その学習過程の一環として、社会福祉コースにおいて、南信州における社会福祉調査、ダンボール等を用いた福祉用具・おもちゃ開発、福祉心理コースにおいて、すいみんカフェや睡眠改善のための講座の開催、発達支援コースにおいて、小学校・中学校での教育的支援や子どもの余暇活動支援や居場所づくり、幼稚園での力量形成支援などの成果をあげている。</p> <p>【総合福祉学研究科】においては、高度専門職業人と研究者の育成を目指しながら、特色ある教育内容としてコースプロジェクト(地域子ども支援、障害児支援、最低生計費試算調査、地域包括支援、多文化共生支援)の中で、地域の課題解決に取り組んでいる。</p> <p>【環境ツーリズム学部】では、「持続可能な地域の発展に資する人材育成のために、地域社会をフィールドとする体験型学習を通じ、地域社会の課題を発見し解決力を涵養する」教育を推進しており、観光系において、空き家・空き店舗のリノベーションや旅行商品化に取り組んだ他、環境省・長野県観光部と協働した国立公園の環境保全と利用を促進する事業、環境系において、学生が上田市の気候変動政策について市長や上田市生活環境課と懇談し提言を行う事業や、森・川・里の恵みクリエイター講座を拡大し、里山の多様な恵みを活用し地域社会の持続可能性を高める方法の提案等の成果をあげている。</p> <p>【企業情報学部】では、「企業や社会に必要とされる問題解決能力をもつ人材を育成する」という教育目標を掲げ、企業や団体、地元住民と連携した「プロジェクト型学習」を積極的に展開している。具体的には地元企業（食品、旅館・ホテル、卸、小売などの企業）との連携による商品・サービスの考案、地元企業の魅力を発信する情報誌の制作、地元企業の仕事や働き方に関する質的調査、地元資源の3DCG化（デジタルアーカイブ）、及び地域資源を活用したデザイン制作などに取り組み、地元の餃子加工メーカーと協働で開発した新商品や、小諸城の3DCG化による動画制作等の成果をあげている。</p> <p>【全学】では、上田市の歴史、文化、自然、風土、産業等の特徴や魅力を学ぶ「信州上田学」の発展科目として2021年度に「地域協働活動」を開設し、実際の課題を抱える地域社会の現場に出かけ、その課題を発見し解決する地域協働学習を展開している。2021年度の授業においては、シャトーメルシャン椀子（まりこ）ワイナリーや塩田地区まちづくり協議会と連携した地域協働学習を実施し、ワイナリーのイベント支援や、塩田かるたづくり等の成果を出している。連携先からは、例えばワインイベント開催時の子供対応のプログラムがないといった課題を発見し、実際の子供サポートの企画・実施した取組に対して、学生ならでは視点で行われた非常に効果的な内容として高く評価されている。</p>
自己評価	日本経済新聞社が実施する大学地域貢献度において上位にランキングされるなど、従来より地域協働学習に積極的に取り組んできたが、「地域を支える人材育成システム」の全学的な浸透が進み、このような取組の機運はより高まった。過疎化・高齢化する地域社会において、学生が地域協働学習を展開し、多面的に地域を支えたり、地域に刺激を与える効果が大きいと考えられる。他方、大学のもつ専門知を活かして地域課題とその解決策をより深く、専門的に学究し、その成果を地域に還元していくためには、地域づくり総合センターの機能拡充と、各学部・研究科の多面的な連携が今後の課題と考えられる。
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野大学が考える公立大学法人化後の大学像「地域を支える人材育成」モデルの概念図</li> <li>・3学部・研究科の地域協働学習概要及び関連資料（<a href="#">総合福祉学研究科</a>、<a href="#">社会福祉学部</a>、<a href="#">環境ツーリズム学部</a>、<a href="#">企業情報学部</a>、<a href="#">3DCGプロジェクト</a>、<a href="#">情報誌発行</a>）</li> <li>・大学案内（地域との連携ワーク紹介）</li> <li>・地域協働活動取組状況（2020年度、2021年度）</li> <li>・「地域協働活動」シラバス、成果報告資料</li> </ul>

タイトル (No. 4)	東日本台風の被災地支援等を通じた、学生の自発的な地域貢献・協働学習の取組
取組の概要	2019年10月に発生した東日本台風(台風19号)災害の復旧・復興支援の学生ボランティア活動は、発生当初から、地域団体、住民、大学が連携協力をしながら取り組んできている。この活動は、学生達が、日頃から、地域の想いに寄り添いながら、自発的な地域貢献活動を行ってきたことが原動力となつておらず、本学の地域協働学習の学びの成果でもある。
取組の成果	<p><b>【台風被害の当時の取組】</b></p> <p>2019年10月に発生した東日本台風(台風19号)災害の復旧・復興支援について、長野大学では発生当初から、大学体育館へ避難住民を受入れた。ボランティアセンターを中心に自主的にボランティアに参加する学生は、地域団体（社会福祉協議会等）や地域住民と連携して、台風災害を受けた家屋の泥だし、洗浄作業、撤去作業などの災害復興支援活動に参加し、大学で把握している限りでも2019年10月から2020年3月の半年間で、延べ1,250人以上の学生が携わった。学生の自主的な活動支援を支えるため、教員有志からの活動資金寄附を行うとともに、地域づくり総合センターを中心として、ボランティア活動への参加に伴う授業欠席配慮の依頼、課外活動届による保険支援、同窓会等の関係団体への長靴や作業着等支援物資の依頼、大学施設の使用提供（施設や洗濯機など）の側面でボランティア活動の支援を行ってきた。</p> <p><b>【台風被害からの復旧支援の取組】</b></p> <p>災害の初期ボランティア支援の後、学内で教員、学生、地域団体（社会福祉協議会）職員が一堂に会してミーティングを定期的に開催して、課題を共有するとともに、学生が主体となって被害住戸を一軒一軒まわって災害復興支援に関する住民のニーズ調査を実施した。学生を含む関係者の心のケアが必要になってくる状況や連携の大切さなどの課題を再確認することができ、学生達の地域協働学習として重要な機会となるとともに、次の地域協働の方針設定につながっている。</p> <p>学生の自発的な地域貢献活動は、多岐にわたっている。例えば、長野大学鉄道研究同好会(N鉄)の学生たちは、毎日の通学に利用している別所線の千曲川橋梁が台風被害で崩落したことを受け、物心両面で鉄道復旧のための支援活動に取り組んだ。別所線の応援メッセージを掲載した車両内中吊り広告作成により、精神的な応援と鉄道存続のための寄附金集めを行うといった「別所線架け橋プロジェクト」を立ち上げ、地域の子供からお年寄りまで多くの市民の応援メッセージを上田電鉄に届けた。著名なアーティストからも「別所線応援しています!!」とメッセージが寄せられた。</p> <p>また、デザインを学ぶ学生たちのサークルでは、上記の中吊り広告等のデザインにより支援した。最も被害の大きかった長野・穂保地区では、40㌶の土地に、学生有志が復興支援を願い、菜の花の種をまき、その開花時期には、地域住民の心の支えになった。その後もヒマワリの種をまくなど、地域住民の心の安寧を図る活動を継続している。</p> <p>さらには学生が長野県社会福祉協議会と連携し、被災した住民の貴重な思い出を守るために、災害で泥まみれになった写真の洗浄活動を行っている。</p> <p><b>【大学としての情報共有と地域の多様な組織との連携を図る取組】</b></p> <p>地域づくり総合センターでは、学生中心に企画された長大学生サミットを支援し、東日本台風の被災地支援のほかにも、学生主体による地域協働学習や地域支援の取組の全学的な共有化を図っている。また、本学だけでなく、市内の大学生の活動、地域の団体の活動を学び、つながっていけるように、まちなかキャンパスうえだを会場に、上田市や地域団体とも協働し「コラボミーティング」を企画実施している。</p>
自己評価	台風による水害被災時の一過的なボランティア活動ではなく、被災住戸のニーズ調査や、地域鉄道復旧への協力等多面的な地域協働が展開され、これらを通じて、地域福祉や地域交通、まちづくりのあり方を考える機会になったと考えられる。一方、地域づくり総合センターがこれらの取組を支援することにより、前述した写真洗浄活動がきっかけで長野県社会福祉協議会との協定締結に至ったり、地域の金融機関の申し出により、別所線復旧PRの写真・模型展示に学生が協力するなど、より多様な主体と継続的な地域連携の取組が進むといった効果が発現している。
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野大学生による台風災害支援活動に関する新聞記事（2019～2021）</li> <li>・台風19号災害ボランティア活動者数</li> <li>・長野大学Webサイト <a href="#">「別所線架け橋プロジェクト」活動紹介</a></li> </ul>

タイトル (No. 5)	まちなかキャンパスうえだの活用																																				
取組の概要	<p>長野大学憲章に掲げている「地域に貢献する学術研究の展開」を図り、本学の建学の理念のひとつ「地域社会との密接な結びつきにより、学問理論の生活化をめざす」具体的な拠点のひとつが、上田市が設置し、本学が管理、運営している「まちなかキャンパスうえだ」である。上田市民に開放された本施設を活用し、本学教員や学生と、地域住民や企業、行政、NPO 団体等とが協働して、地域の多様な課題を発見し解決する教育研究に取り組むとともに、それらの活動を通じて地域のにぎわいを創出するまちづくりの拠点を目指すものである。</p>																																				
取組の成果	<p>まちなかキャンパスうえだは、上田市が 2016 年 7 月に市内中心市街地に開設し、上田市と市内 5 大学(上田女子短期大学、信州大学、長野県工科短期大学校、筑波大学山岳科学センター、長野大学)が共同で運営している。具体的には、上田市学園都市推進室と 5 大学による「まちなかキャンパスうえだ運営会議」を開催し、実施計画作成とその実行、そして年間実施状況の分析を踏まえた調整等、PDCA を利かせた持続的・発展的な取組を目指している。長野大学が受託事業として運営の中核を担い、本学地域づくり総合センターが他大学や市民ニーズとの具体的な調整役となっている。</p> <p>なお、まちなかキャンパスうえだの取組内容は、大学 HP だけでなく、専用の HP により情報発信を行ったり、上田市の広報の協力により活動内容の周知等を行っている。</p> <p>1. 「連携の窓口」としての取組：地域と大学を繋ぐ役割であり、上田で何かしたい学生と、学生と協力してイベントの企画や若者のアイデアを商品開発に活かしたい地域・企業との調整や仲介に取り組んでいる。本学学生によるまちづくりサークル MIZUMATCH と菅平高原の事業者と連携した「スカイランタンイベント」の開催や、ゲーム感覚でまちの美化（ゴミ拾い）事業、地域のコミュニティ形成につながる場所づくりや環境整備事業など、学生の意欲と地域の課題が結びついた取組が育っている、</p> <p>2. 「連携活動の場」としての取組：地域と大学とが協働で課題の解決を図るために、市民、NPO 団体、企業等と大学のゼミ活動などとの協働学習・研究を推進するとともに、それを通じてまちなかの学生の集いの場、地域住民、団体から学生への PR の場として活用してきた。</p> <p>まちなかキャンパスうえだの利用実績をみると開設以来増加傾向で 2019 年度には 7,000 人を超えるなど順調に推移してきたが、2020～2021 年度は新型コロナウイルス感染症の予防対策による利用制限(感染レベルにより 10 人まで)を設定して運用したことから、利用者が減少している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">利用実績(年間)</th> </tr> <tr> <th>2016 年度</th> <th>2017 年度</th> <th>2018 年度</th> <th>2019 年度</th> <th>2020 年度</th> <th>2021 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,300 人</td> <td>5,056 人</td> <td>4,405 人</td> <td>7,192 人</td> <td>1,167 人</td> <td>2,387 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 「学びの場」のとしての取組：大学の研究・教育資源を市民の多様な学びに活かせるように、本施設において、本学教員等による市民向け講座を開講している。2020 年度はコロナ感染予防に配慮して一時期、開講を見送ったが、それ以外の年は年間概ね 20～25 講座の開講を継続している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">講座開講数(年間)</th> </tr> <tr> <th>2016 年度</th> <th>2017 年度</th> <th>2018 年度</th> <th>2019 年度</th> <th>2020 年度</th> <th>2021 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 講座</td> <td>23 講座</td> <td>20 講座</td> <td>25 講座</td> <td>10 講座</td> <td>20 講座</td> </tr> </tbody> </table>	利用実績(年間)						2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	3,300 人	5,056 人	4,405 人	7,192 人	1,167 人	2,387 人	講座開講数(年間)						2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	11 講座	23 講座	20 講座	25 講座	10 講座	20 講座
利用実績(年間)																																					
2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度																																
3,300 人	5,056 人	4,405 人	7,192 人	1,167 人	2,387 人																																
講座開講数(年間)																																					
2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度																																
11 講座	23 講座	20 講座	25 講座	10 講座	20 講座																																
自己評価	まちなかキャンパスうえだは 2016 年 7 月の開設以来、本学を含めた市内大学及びその学生と、地域住民や企業、行政、NPO 団体等地域の多様な組織との連携役を担っており、現在までの累計利用者数は約 24,000 人にのぼる。本施設を拠点とした地域組織と連携した学生主体の取組が複数育ってきていることから一定の成果があがっていると自己評価している。また市内の高校生や、異なる大学の学生の連携の場ともなっており、相互に触発しあい、協力しながらプロジェクトを進める事例を始めている。一方、市民の生涯学習の場として一定の実績はあるものの、今後リカレント教育が重要性を増す状況のなかで、より多様かつ専門的な市民向け講座の拡充に向け、取り組んでいくことが課題となる。																																				
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなかキャンパスうえだリーフレット</li> <li>・広報うえだまちなかキャンパス紹介記事</li> <li>・まちなかキャンパスコラボミーティング資料</li> <li>・まちなかキャンパスうえだ 2021 年度学生活動報告</li> </ul>																																				



## 認証評価共通基礎データ

### ◆認証評価共通基礎データ様式についての注意事項

- ① 「認証評価共通基礎データ」は、原則として受審年度の5月1日現在のデータとします。  
本様式は、2022年度申請用に作成していますので、2022年5月1日が作成基準日となります。
- ② 本様式は様式1（組織・設備等）、様式2（学生）に分かれています。  
それぞれについて確認あるいは作成してください。
- ③ 一部のデータは表中に値があれば、エクセル上で自動計算されます。
- ④ 各表において、該当がない場合は「-」（ハイフン）としてください。
- ⑤ 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述してください。
- ⑥ 各表に該当しない欄や該当しない表がある場合でも、削除せず、全体に斜線を引くか、各セルに「-」（ハイフン）を記入するなどしてうめてください。

**認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1(令和4年5月1日現在)**

事項		記入欄							備考				
大学の名称		長野大学											
学校本部の所在地		長野県上田市下之郷658番地1											
学士課程	学部・学科等の名称		開設年月日	所在地					備考				
	社会福祉学部 社会福祉学科 環境ツーリズム学部 環境ツーリズム学科 企業情報学部 企業情報学科		2002年4月1日 2007年4月1日 同上	長野県上田市下之郷658番地1									
教育研究組織	研究科・専攻等の名称		開設年月日	所在地					備考				
	総合福祉学研究科 社会福祉学専攻(M) 社会福祉学専攻(D) 発達支援学専攻(M)		2021年4月1日 同上 同上	長野県上田市下之郷658番地1									
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称		開設年月日	所在地					備考				
別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称		開設年月日	所在地					備考				
	長野大学淡水生物学研究所		2021年4月1日	長野県上田市小牧字大田切1088番1									
学生募集停止中の学部・研究科等		なし											
学士課程	学部・学科等の名称		専任教員等							非常勤教員	事任教員一人あたりの在籍学生数	備考	
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数				助手
	社会福祉学部 社会福祉学科	21人	6人	0人	1人	28人	14人	7人	0人	43人			22.4人
	環境ツーリズム学部 環境ツーリズム学科	11人	3人	0人	0人	14人	12人	6人	0人	19人			29.1人
	企業情報学部 企業情報学科	10人	5人	人	人	15人	13人	7人	0人	22人			26.8人
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	17人	8人	—	—			—
	計	42人	14人	0人	1人	57人	56人	28人	0人	84人	人		
教育研究組織	研究科・専攻等の名称		研究指導教員及び研究指導補助教員							助手	非常勤教員	備考	
			研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員				基準数計
	総合福祉学研究科 社会福祉学専攻(M)	8人	6人	3人	11人	3人	2人	2人	5人	0人			2人
	総合福祉学研究科 社会福祉学専攻(D)	8人	8人	1人	9人	3人	2人	2人	5人	0人			3人
	総合福祉学研究科 発達支援学専攻(M)	10人	6人	2人	12人	3人	2人	2人	5人	0人			3人
	計	26人	20人	6人	32人	9人	6人	6人	15人	0人	8人		
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称		専任教員							助手	非常勤教員	備考	
			専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家教員数				うちみなし教員数
	人	人	人	人	人	人	人	人					
		計	0	0	0	0	0	0	0				
校地等	区分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考					
	校舎敷地面積		—	28,852 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	28,852 m <sup>2</sup>	その他は長野大学淡水生物学研究所を指す					
	運動場用地		—	27,738 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	27,738 m <sup>2</sup>						
	校地面積計		17,600 m <sup>2</sup>	56,590 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	56,590 m <sup>2</sup>						
	その他		—	24,092 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	24,092 m <sup>2</sup>						
		区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計						
校舎等	校舎面積計		11,635 m <sup>2</sup>	15,393 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	15,393 m <sup>2</sup>	総合福祉学研究科は社会福祉学部と共に					
	教員研究室	学部・研究科等の名称		室数									
		社会福祉学部		28室									
		環境ツーリズム学部		14室									
		企業情報学部		15室									
施設・設備等	区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設							
	長野大学	23室	10室	8室	1室	0室							

図書館・図書資料等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数	
	長野大学附属図書館	2746 m <sup>2</sup>	229 席	
	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	
	長野大学附属図書館	150,641 [16,920] 冊	14,497 [13,526] 種	
	計	150,641 [16,920]	14,497 [13,526]	
体育館		面積		
長野大学		1890.73 m <sup>2</sup>		

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「○○キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等(○○)」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数（及び「教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「一」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任教員は含みません。
- 7 他の学部・学科等に所属する専任教員の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼担）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
  - ・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二(備考に規定する事項を含む。)
  - ・大学通信教育設置基準第9条別表第一(備考に規定する事項を含む。)
  - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三(備考に規定する事項を含む。)
  - ・「専門職大学院に關する事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 9 「うち実務家専任教員数」「うちみなし専任教員数」の欄については、「専門職大学院に關する事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）、及び1年につき6単位以上の授業科目を担当し教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 10 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家教員の数を「備考欄」に記入してください。実務家教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家教員の数に（ ）で添えて記入してください。  
なお、ここにいう「実務家教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 11 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 12 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 13 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 14 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 15 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共に使用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 16 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 17 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2(令和4年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	入学定員に対する平均比率	備考	
社会福祉学部	社会福祉学科	志願者数	709	866	638	843	665	103%		
		合格者数	230	216	211	236	212			
		入学者数	164	150	150	161	150			
		入学定員	150	150	150	150	150			
		入学定員充足率	109%	100%	100%	107%	100%			
		在籍学生数	661	658	650	640	627			
		収容定員	630	630	630	630	630			
		収容定員充足率	105%	104%	103%	102%	100%			
環境学部 ツーリズム	環境学科 ツーリズム	志願者数	610	643	543	526	402	107%		
		合格者数	162	147	136	150	139			
		入学者数	109	99	95	99	104			
		入学定員	95	95	95	95	95			
		入学定員充足率	115%	104%	100%	104%	109%			
		在籍学生数	407	399	399	407	407			
		収容定員	380	380	380	380	380			
		収容定員充足率	107%	105%	105%	107%	107%			
企業情報学部	企業情報学科	志願者数	651	648	528	418	644	105%		
		合格者数	156	157	147	149	158			
		入学者数	105	95	99	94	104			
		入学定員	95	95	95	95	95			
		入学定員充足率	111%	100%	104%	99%	105%			
		在籍学生数	409	400	407	403	402			
		収容定員	380	380	380	380	380			
		収容定員充足率	108%	105%	107%	106%	106%			
学部合計		志願者数	1,970	2,157	1,709	1,787	1,711	105%		
		合格者数	548	520	494	535	509			
		入学者数	378	344	344	354	358			
		入学定員	340	340	340	340	340			
		入学定員充足率	111%	101%	101%	104%	105%			
		在籍学生数	1,477	1,457	1,456	1,450	1,436			
		収容定員	1,390	1,390	1,390	1,390	1,390			
		収容定員充足率	106%	105%	105%	104%	103%			

研究科名	課程名	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	入学定員に対する平均比率	備考
総合福祉学研究科	博士前期課程専攻	志願者数				5	4	80%	2021年度開設 完成年度:2022年度
		合格者数			4	4	4		
		入学者数			4	4	4		
		入学定員			5	5	5		
		入学定員充足率			80%	80%	80%		
		在籍学生数			4	8	8		
		収容定員			10	10	10		
		収容定員充足率			40%	80%	80%		
研究科合計	博士後期課程専攻	志願者数			5	2	2	100%	2021年度開設 完成年度:2023年度
		合格者数			4	2	2		
		入学者数			4	2	2		
		入学定員			3	3	3		
		入学定員充足率			133%	67%	67%		
		在籍学生数			4	6	6		
		収容定員			9	9	9		
		収容定員充足率			44%	67%	67%		
研究科合計	発達支援学程専攻	志願者数	0	0	0	4	2	50%	2021年度開設 完成年度:2022年度
		合格者数	0	0	0	4	2		
		入学者数	0	0	0	3	2		
		入学定員	0	0	0	5	5		
		入学定員充足率			60%	40%	40%		
		在籍学生数			3	5	5		
		収容定員			10	10	10		
		収容定員充足率			30%	50%	50%		

学部名	学科名	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	備考	
社会学部	社会会員部福祉	入学者数(2年次)							
		入学定員(2年次)							
		入学者数(3年次)	5	5	5	10	11		
		入学定員(3年次)	15	15	15	15	15		
		入学者数(4年次)							
		入学定員(4年次)							
		入学者数(2年次)							
		入学定員(2年次)							
環境学部 ツーリズム	環境学科 ツーリズム	入学者数(3年次)	4	1	1	3	4		
		入学定員(3年次)	5	5	5	5	5		
		入学者数(4年次)							
		入学定員(4年次)							
		入学者数(2年次)							
		入学定員(2年次)							
		入学者数(3年次)	1	2	2	3	5		
		入学定員(3年次)	5	5	5	5	5		
企業情報学部	企業情報学科	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0		
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
		入学者数(3年次)	10	8	8	16	20		
		入学定員(3年次)	25	25	25	25	25		
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		
		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0		
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
学部合計		入学者数(3年次)	10	8	8	16	20		
		入学定員(3年次)	25	25	25	25	25		
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		
		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0		
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
		入学者数(3年次)	10	8	8	16	20		
		入学定員(3年次)	25	25	25	25	25		

[注]

1 学生を募集している学部・学科（課程）、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行なう追加して作成してください。

なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意してください。

2 曜日夜間講義を行なっている学部については、星間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。

3 学部・学科の改組等により、新旧の学部・学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。

4 学部・学科・研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。

5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数についても実入学者数を記載してください。

6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。

7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。

8 最新年度の秋入学については別途確認します。

9 編入学の定員を設定している場合、上の表（「編入学」の表ではない方）の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。